

令和8年度 建設キャリアアップシステム 処遇改善推進の取組

ー全国協議会とともに、取組を進めましょうー

1. 建設業政策におけるCCUSの位置づけ・利活用
2. 「労務費に関する基準」に係る取組状況
3. 「CCUS利用拡大に向けた3か年計画」の取組状況
4. 今後の協議会重点課題
5. 建設業の一人親方対策の推進
6. 建退共制度及び電子ポイント方式の普及に向けた取組
7. 最近の建設業行政の動向（中東情勢、持続的な成長産業としての建設業のあり方に関する検討）

1. 建設業政策におけるCCUSの位置づけ・利活用

令和8年度建設キャリアアップシステム処遇改善推進協議会
(令和8年6月25日) 資料

※これらの資料一式は、国土交通省HPでご確認ください。



建設業政策におけるCCUSの位置づけ・利活用

- CCUSを取り巻く環境は、1. 第3次・担い手三法の施行、2. 育成就労制度の導入、3. 建退共制度の見直しにより、**本格運用開始以来の大変革期**を迎えている。
- CCUS**能力評価の位置付けは大幅に強化**され、**業界共通のインフラ**としての役割はより一層重要に。

建設キャリアアップシステム (CCUS)



1. 第3次・担い手三法の施行

- 建設業者に対し、労働者の**知識、技能等の評価に基づく賃金支払い**等を行うことを努力義務化

労務費に関する基準

①「CCUSレベル別年収」

- 「目標値」と「標準値」の2つの水準の値を設定
- 「目標値」を**適正な賃金としての支払いを推奨**
- 「標準値」を下回る支払いは、労務費のダブリングの恐れがないか重点的に確認



②「自主宣言制度」

- **CCUS活用**が必須項目の1つ
- 雇用する**技能者のCCUS詳細型登録**が必須
- 自主宣言を行うことで経審において加点



2. 育成就労制度の導入

- 育成就労も、**企業はCCUSを登録、労働者はCCUSに登録していることが必須**
- 技能実習に比べ、**キャリアパスとしての活用**がより重要に
- 「外国人就労管理システム」、入管庁の「在留情報」と**CCUSを連携**

3. 建退共制度の見直し

- 建退共の**電子申請システムとの連携**により、**CCUSタッチで建退共掛金が蓄積**
- 退職金1,000万円以上を目指して、**複数掛金制度においてCCUSレベル**の活用を検討

建退共

2. 「労務費に関する基準」に係る取組状況

令和8年度建設キャリアアップシステム処遇改善推進協議会
(令和8年6月25日) 資料

北海道開発局 令和8年度建設業法令遵守推進本部の活動方針概要

技能者の処遇改善に向けた新たなルールの導入

第三次・担い手3法の制定（R6.6公布、R7.12全面施行）

- 建設業者に対し、労働者の知識、技能等の評価に基づき賃金支払い等を行うことを努力義務化（建設業法25条の27）。
- 中央建設業審議会が「労務費に関する基準」を作成（同法34条）し、請負契約における適正な労務費の水準を明確化。
- 併せて、基準を著しく下回る見積り・契約締結を禁止（同法20条、19条の3）し、違反した業者は指導・監督（同法28条）、発注者は勧告・公表（同法20条）の対象。



これらの措置により、公共工事・民間工事を問わず、受発注者間、元請-下請間、下請間の**すべての段階において、適正な労務費を確保**。そのうえで、「CCUSレベル別年収」を活用し、**現場の技能者に、経験・技能に応じた適切な水準の賃金が支払われる**ようにする。

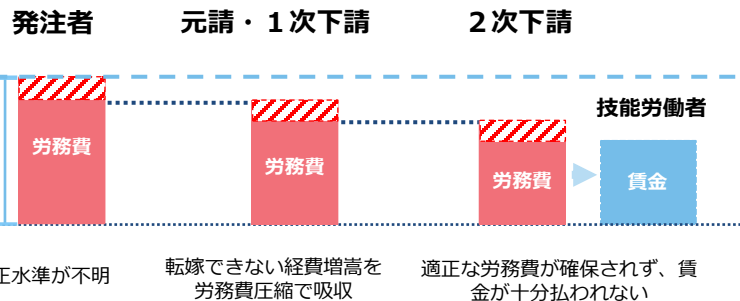
現状

目指す姿

R7.12実施

労務費確保のイメージ

建設工事請負契約に係る特有の課題



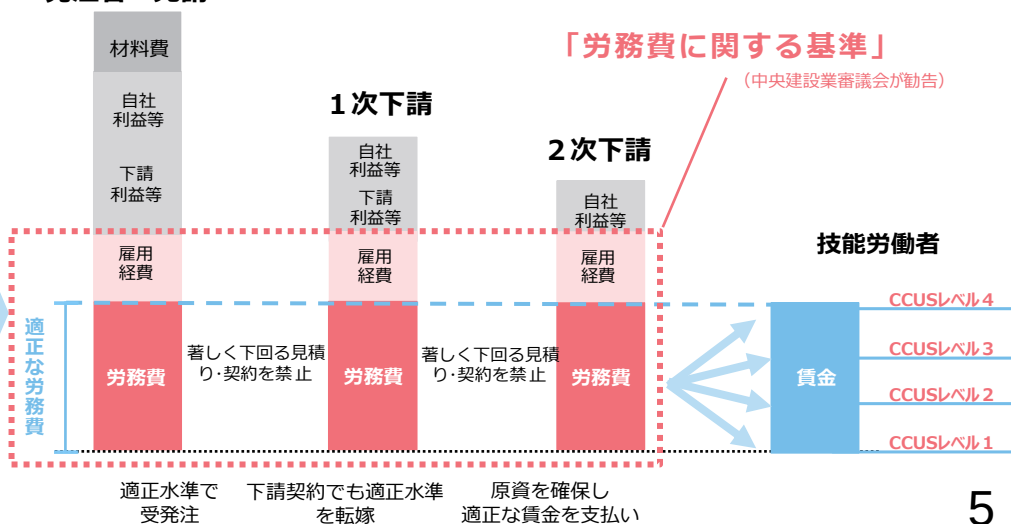
発注者・元請

1次下請

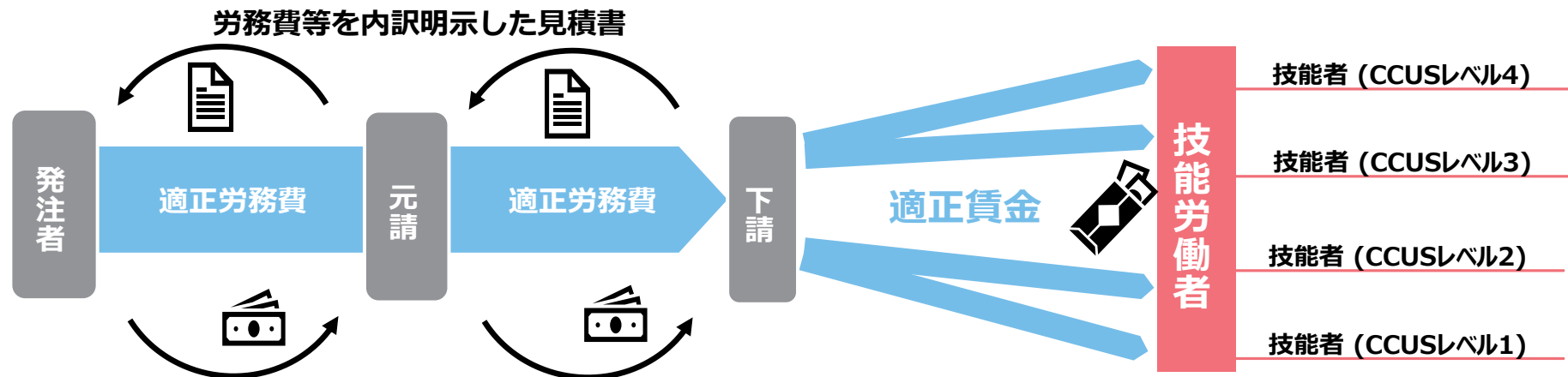
2次下請

「労務費に関する基準」

（中央建設業審議会が勧告）



- 「労務費に関する基準」により、公共工事・民間工事を問わず、下請取引を含めて**適正な労務費（賃金の原資）を確保**するとともに、「CCUSレベル別年収」による、個々の**技能者の経験・技能に応じた適正な賃金の支払い**を目指す。



労務費等を内訳明示した
見積の商慣行化

国・団体による様式例の提供等
を通じ見積書における労務費等
の内訳明示の商慣行化

技能者を大切にする
企業の自主宣言制度

適切に技能者を処遇する
優良事業者を見える化・
優先選定する仕組みを導入

コミットメント制度
の導入

請負契約の注文者が、受注者
の適正な労務費・賃金支払い
を確認する仕組みを導入

CCUSレベル別年収
の支払い

技能者の技能・経験に応じた
設計労務単価水準の賃金として
CCUSレベル別年収を推進

- 労務費等を内訳明示した見積書の作成・交渉シミュレーションをする**モデル事業**を実施
- これにより把握された課題について、**対応策をQ A形式で「書き方ガイド(運用編)」**としてとりまとめ
- 同様の課題に直面した際に、**事業者を補助する資料**として活用を想定

モデル事業 (R7.10~12) : 事業者において、専門工事業団体等が作成した**新様式にて見積書を作成し**、請負上位者との**交渉のシミュレーション**を実施



見積書作成・交渉

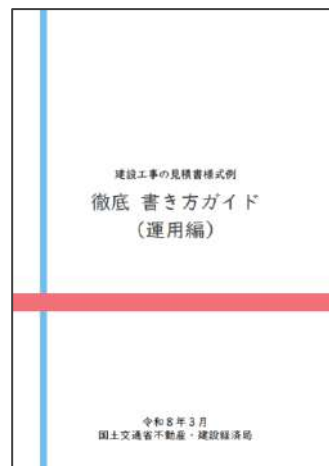


「書き方ガイド(運用編)」
の参照



労務費等を内訳明示した
見積書の作成・価格交渉の
円滑化

労務費等を内訳明示した見積書
に係る課題・疑問が発生



新たな商習慣の定着



建設工事の見積書様式例
徹底書き方ガイド



徹底 書き方ガイド
(運用編)

労務費とあわせて確保すべき「必要経費」の取扱い明確化

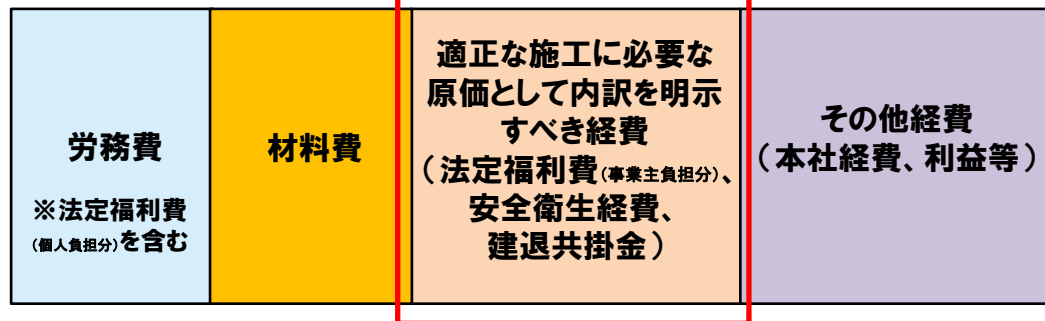
改正建設業法第20条に基づき見積書で内訳明示すべき必要経費の範囲について

○技能者の総合的な処遇を確保するためには、請負契約において、労務費（賃金の原資）だけでなく、一定の範囲の必要経費についても確保されることが必要。

○この際、建設業法における「通常必要と認められる原価」として適正な確保を求めてきた経費（**法定福利費、安全衛生経費、建退共掛金**）について、材料費・労務費と同様に内訳明示の対象とし、適正額を著しく下回る見積り・見積り変更依頼を禁止。
労務費確保に伴うしわ寄せをまずもって防ぐ。

○また、上記の費目以外にも、事業主は雇用に伴う必要経費を負担しており、賃金をはじめとする労働者の適切な処遇に必要な費用を原資とした価格競争が行われることのないよう、**契約当事者間で、その負担について十分に協議**することが必要である。

<工事価格の構成イメージ>



法定福利費 (事業主負担分)

- これまで、建設業者に対し、「標準見積書」の活用などにより、法定福利費が明示された見積書の提出と、その尊重を要請
- 法定福利費は、関係法令に基づき義務的に負担する経費であり、必要経費として確保する必要

安全衛生経費

- これまで、建設業者に対し「安全衛生対策項目の確認表」や「標準見積書」の活用などにより、その適切な確保を要請
- 安全衛生経費は、労働安全衛生法に基づく労働災害防止対策等を実施するための経費であり、必要経費として確保する必要

建退共掛金

(見積もる者が証紙又はポイントを購入する場合)

- これまで、受注者が建設業退職金共済制度の加入事業者である場合は、公共工事、民間工事の別を問わず、工事の施工に直接従事する建設労働者に係る必要経費として、適正な確保を要請
- 建退共掛金は、中退共法に基づき建退共制度加入事業者（又は証紙一括購入を受託する元請）が負担する経費であり、必要経費として確保する必要

※ 建退共制度関係事務については、できる限り、元請が受託するようお願いしているところであり、その運用を変更することを意図するものではない

- 「安全衛生対策項目の確認表(参考ひな型)」及び「説明書」を令和5年8月に公表し、建設業者団体に作成・活用を依頼。
- 各専門工事業団体に対し「安全衛生対策項目の確認表(参考ひな型)」及び「説明書」並びに先行的に作成した工種※の確認表を参考に、工種ごとに「安全衛生対策項目の確認表」を検討・作成いただくよう依頼。
※ 専門工事業団体等の協力を得て、5工種(型枠、管、内装仕上、外部足場、住宅)の確認表を先行的に検討・作成。
- すべての建設企業に対して、建設工事の現場において「安全衛生対策項目の確認表」を活用することにより、元請負人と下請負人との間で安全衛生対策の分担を共有し、安全衛生経費の適切な支払いにつなげていただくよう依頼。



令和5年8月9日
不貼産・建設経済局建設市場設備課

建設工事における「安全衛生対策項目の確認表(参考ひな形)」を作成しました

建設工事における「安全衛生経費の適切な支払いのための実効性ある施策」として、安全衛生対策の認識の醸成と、安全衛生意識の共有を図るため、「安全衛生対策項目の確認表(参考ひな形)」を作成しました。

建設工事における安全衛生経費については、労働災害防止対策を適切に実施する上で必要な経費であり、安全衛生経費が下請負人まで適切に支払われることが必要です。
このため、国土交通省では、「建設工事における安全衛生経費の確保に関する実務者検討会」を開催し、令和4年6月に「建設工事における安全衛生経費の適切な支払いに向けて(提言)」が検討会で取りまとめられました。この提言では、安全衛生経費の「見える化」の必要性とともに、「安全衛生経費の適切な支払いのための実効性ある施策」として、元請負人と下請負人の間における安全衛生対策の認識の醸成と安全衛生意識の共有を図るため、「安全衛生対策項目の確認表」と安全衛生経費の内訳明示のための「標準見積書」の作成・普及等の有効性が示されました。

この提言を踏まえて、国土交通省では、「安全衛生対策項目の確認表及び標準見積書に関するWG」を開催し、見積時に安全衛生対策項目の「対策の実施分担」及び「費用負担」を確認するための「安全衛生対策項目の確認表」の検討を進めてまいりました。今般、工種ごとの確認表の作成・普及を促進するため、「安全衛生対策項目の確認表(参考ひな形)(別添1)」及び「安全衛生対策項目の確認表(参考ひな形)説明書(以下「説明書」という)(別添2)」を作成しました。

各専門工事業団体に対しては、「安全衛生対策項目の確認表(参考ひな形)」及び「説明書」並びに先行的に作成した工種の確認表(別添3)を参考に、工種ごとに「安全衛生対策項目の確認表」を検討・作成いただくようお願いしているところです。
また、すべての建設企業に対しては、建設工事の現場において、「安全衛生対策項目の確認表」を活用することにより、元請負人と下請負人との間で安全衛生対策の分担を共有し、安全衛生経費の適切な支払いにつなげていただくようお願いしているところです。

〇〇工事における安全衛生対策項目の確認表【参考ひな型】

整理区分	対策項目	対策の実施方針		以前策や確認表上にある者(後列参照)	
		注文者	下請	注文者	下請
安全衛生対策項目	工事現場管理				
	リスクアセスメントの実施及びその結果に基づくリスク低減措置の実施				
	固定式足場の組立と解体				
	固定式足場以外の作業床の組立と解体				
	作業機台・吊り機台の組立と解体				
	昇降設備の設置と撤去				
	土留め支保工の組立と解体				
	保護員の着脱				
	墜落等による危険の防止				
	手摺、幅木等				
労働者の安全確保のための措置	開口部養生				
	落下防護ネット・小幡ネット				
	ロープ高所作業における危険の防止				
	飛来物等による危険の防止				
	搬送用吊具				
	警報設備				
	避難用設備				
	火災防止				
	危険物の対処(立入禁止措置)				
	調査の実施(煙気物調査・試験等)				
その他	安全点検の実施				
	機械等の危険防止				
	監視遠隔等に要する対策				
	倉庫、材料保管等				
	作業環境の測定				
	測定機器の用意				
	測定環境の設定				
	作業環境の構築				
	換気設備				
	空調設備、空気清浄設備				
その他	照明器具				
	電気設備				
	給排水設備				
	休憩室、仮眠設備				
	職場生活支援施設(トイレ、洗面所等)				
	熱中症対策				
	応急処置・緊急時対応				
	その他の疾病・衛生対策				
	安全意識、注意喚起				
	交通規制に要する対策				
追加項目(当該工事で確認が必要な項目)	公衆災害に要する対策(仮囲い等)				

- 「建設キャリアアップシステム利用拡大に向けた3か年計画」(R6.7)において、改正建設業法に基づく取組とCCUSを活用した取組を一体として、技能者の処遇改善を図る方向性を示した。
- この方向性に沿って、処遇改善に取り組む企業が評価され、サプライチェーン全体で処遇改善に取り組むようになるための枠組みとして、「**建設技能者を大切にする企業の自主宣言**」が創設。



参加の流れ

- 1. 立場選択 : ①元請事業者、②下請事業者、③発注者
- 2. 項目検討 : 必須項目、任意項目について対応検討
- 3. 申請 : 1. 2. を以て国交省に申請
- 4. 公表 : 国交省HPに掲載

効果

- 宣言企業は、
- ・国交省HPで公開される
 - ・シンボルマークの使用が可能となる
 - ・経営事項審査における加点等のインセンティブ
- ➡
- ✓ 就業者を選ばれ、安定的な事業活動の実現
 - ✓ サプライチェーンの中で適切に評価される

宣言項目

		元請事業者	下請事業者	発注者
必須	労務費確保・賃金支払い等のための取組	技能者の適切な処遇を確保するための取組を行うこと 等		元請事業者から提出される、労務費等が内訳明示された見積書の内容を考慮・尊重すること
	CCUSの活用	全ての現場において、技能者の就業履歴蓄積の環境整備・促進に取り組むこと 等	雇用する全ての技能者について、詳細型の技能者登録を行うこと	
	宣言企業との取引優先	取引先の選定に当たり、宣言を行っていることを考慮すること。		
任意	その他	例) ・事務作業/現場作業におけるICT化を推進すること ・外国人就労者の就労環境の向上に取り組むこと 等		

宣言状況 (2026年6月末現在※) 計 : 4,635社

※国土交通省資料より更新

【参考】北海道 372社うち元請307、下請65 (2026年7月24日現在) 10

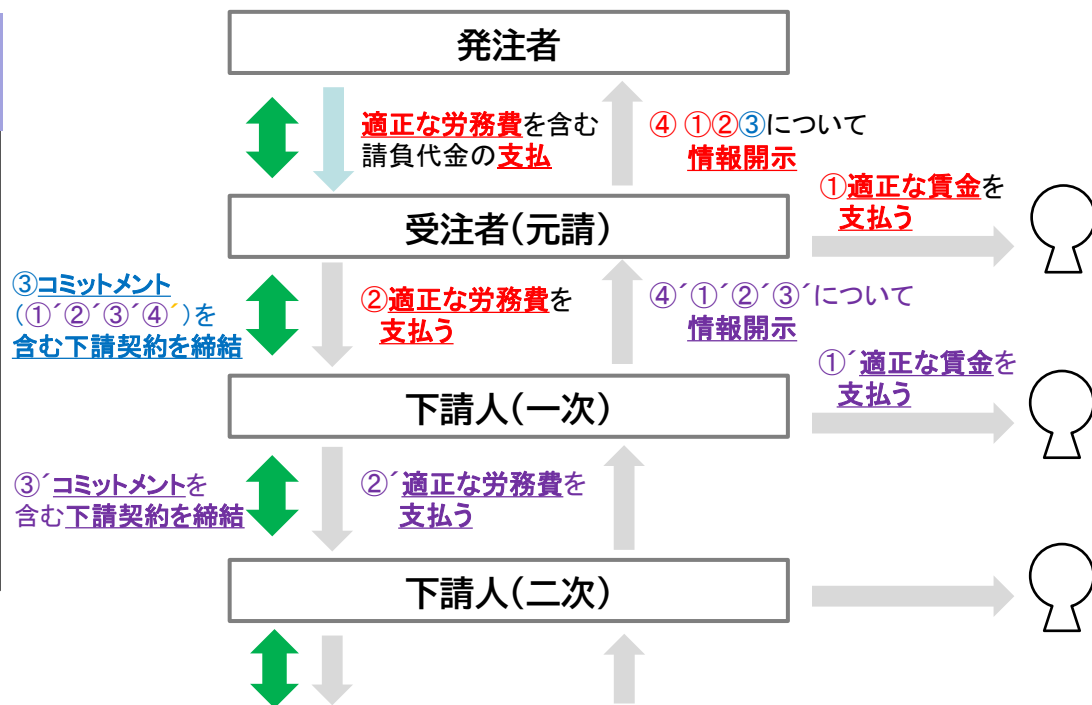
コミットメント条項について

- 「労務費に関する基準」に基づき、個々の取引において適正な労務費が支払われ、技能者を雇用する事業者まで行き渡ることが重要
- 行政による監督指導を補完する仕組みとして、**契約当事者間において、労務費や賃金の支払いについて約束し、確認することを可能**とするのが「コミットメント条項」である

契約に盛り込む事項 (受注者がコミットメントする(約束する)内容)

- ① **適正な賃金**を雇用する**技能者に支払う**
- ② **適正な労務費**を下請事業者に**支払う**
- ③ **下請事業者との間で、コミットメント条項を含む下請契約を締結する** ※(A)導入の場合
- ④ ①②③について、**注文者の求めに対して、関係書類(注)を提出する(情報開示する)**

注:①については誓約書、
②及び③については契約書の写し等



・全ての標準約款(公共・民間(甲・乙)・下請)に、「選択条項」として追加(契約当事者の任意で導入)

・コミットメント条項を導入する場合、以下の(A)(B)のパターンから選択

(A) ①②に加え、③を約する(下請契約においてもコミットメント条項の導入を約する)

(B) ①②のみを約する (下請契約においては個別に導入を判断する)

・労務費の行き渡り確保の観点からは(A)を基本としつつ、(B)も選択可能とすることで、できるところからの活用を推奨

民間(七会)連合協定工事請負契約約款の改正(コミットメント条項の追加)

- 建設工事標準請負契約約款の改正（令和7年12月12日中央建設業審議会勧告）を受け、同日、民間（七会）連合協定工事請負契約約款が改正
- 同約款においては、標準約款における コミットメント条項（B） を選択的条項ではなく既定の条項として追加

民間（七会）連合協定工事請負契約約款（抄）

第4条の2 適正な労務費の確保等

(1) 発注者及び受注者は、請負代金内訳書に明示される労務費が、労務費に関する基準（建設業法第34条第2項に基づき中央建設業審議会が勧告する基準をいう。以下同じ。）を踏まえた適正な労務費であることを確認する。

(2) 発注者は、本条（1）の請負代金内訳書に明示された労務費を含む請負代金額を受注者に支払わなければならない。

(3) 受注者は、次に掲げる事項を行わなければならない。

a. 適正な賃金をその雇用する技能者に支払うものとする。

b. 労務費に関する基準を踏まえた適正な労務費を下請負人に支払うものとする。

(4) 発注者は、受注者に対して、適正な労務費の確保等のためその他必要があると認められるときは、理由を付して、相当の期間を定め、次に掲げる書面の提出を請求することができる。

a. 本条（3）aの賃金を支払った旨の誓約書

b. 受注者と下請負人との間の契約書の本条（3）bの支払に関する部分の写し等

(5) 受注者は、本条（4）の規定による請求があったときは、同項各号に掲げる書面を提出するものとする。

(参考) 民間建設工事標準請負契約約款（甲）（抄）

(適正な労務費の確保等)

第四条の二（B） 発注者及び受注者は、請負代金内訳書に明示される労務費が、労務費に関する基準（建設業法（昭和二十四年法律第百号）第三十四条第二項に基づき中央建設業審議会が勧告する基準をいう。以下同じ。）を踏まえた適正な労務費であることを確認する。

2 発注者は、前項の請負代金内訳書に明示された労務費を含む請負代金額を受注者に支払わなければならない。

3 受注者は、次に掲げる事項を行わなければならない。

一 適正な賃金をその雇用する技能者に支払うものとする。

二 労務費に関する基準を踏まえた適正な労務費を直接下請契約を締結する者に支払うものとする。

4 発注者は、受注者に対して、適正な労務費の確保等のためその他必要があると認められるときは、理由を付して、相当の期間を定めて、次に掲げる書面の提出を求めることができる。

一 前項第一号の支払に関する書面

二 前項第二号の支払に関する書面

[注] 第一号の書面としては、賃金を支払った旨の誓約書、第二号の書面としては、受注者と下請負人との間の下請契約の契約書の写しの該当部分などが該当する。

5 受注者は、前項の規定による請求があったときは、前項各号に掲げる書面を提出するものとする。

[注] 第四条の二は（A）又は（B）を使用し、使用しない場合は削除する。

<民間(七会)連合協定工事請負契約約款> 民間(七会)連合協定工事請負契約約款委員会（※）において制定・改正を行っているもの。
※委員長：古阪秀三立命館大学客員教授
構成団体：（一社）日本建築学会 （一社）日本建築協会 （公社）日本建築家協会 （一社）全国建設業協会 （一社）日本建設業連合会
（公社）日本建築士会連合会 （一社）日本建築士事務所協会連合会

CCUSレベル別年収の概要（令和8年4月改定）

- 建設キャリアアップシステム（CCUS）の能力評価に応じた**賃金の実態**を踏まえ、公共工事設計労務単価が賃金として支払われた場合に考えられるレベル別年収を職種別、ブロック別に算出。
- レベル別年収の試算の公表を通じて、技能者の経験に応じた処遇と、**若い世代がキャリアパスの見通しを持てる産業**を目指す。
- **目標値と標準値の2つの水準の値を設定し、適正な賃金として目標値以上の支払いを推奨するとともに、標準値を下回る支払い状況の事業者については、請負契約において労務費ダンプの恐れがないか重点的に確認**する。

ブロック別（全分野）（年収）

本資料に示す金額に法的拘束力はなく、支払いを義務付けるものではない。

	レベル1（単位：万円） （標準値～目標値）	レベル2（単位：万円） （標準値～目標値）	レベル3（単位：万円） （標準値～目標値）	レベル4（単位：万円） （標準値～目標値）
全 国	395～535以上	444～599以上	472～664以上	572～754以上
北 海 道	363～492以上	408～551以上	434～611以上	526～694以上
東 北	417～565以上	469～632以上	498～701以上	604～797以上
関 東	418～567以上	470～635以上	500～704以上	606～800以上
北 陸	407～552以上	458～618以上	487～686以上	590～779以上
中 部	416～565以上	468～632以上	498～701以上	603～796以上
近 畿	386～524以上	435～587以上	462～651以上	560～739以上
中 国	337～457以上	379～512以上	403～568以上	489～645以上
四 国	362～491以上	408～550以上	433～610以上	525～693以上
九 州・沖 縄	383～519以上	431～581以上	458～644以上	555～732以上
参考①特殊作業員	416～563以上	468～631以上	490～692以上	603～792以上
参考②普通作業員	350～473以上	393～530以上	412～581以上	506～665以上

<算出条件>

- ・ CCUSレベル別年収は、公共事業労務費調査（令和7年10月調査）の結果をもとに、CCUSの能力評価分野・レベル別に分析して作成
- ・ 労務費調査においてレベル評価されていない標本点も経験年数と資格を基にレベルを推定（レベル1相当：5年未満、レベル2相当：5年以上10年未満、レベル3相当：10年以上又は一級技能士、レベル4相当：登録基幹技能者）
- ・ 労務費調査の各レベルの標本において、「目標値」の値は平均以上、「標準値」の値は下位15%程度の当該ブロックの年収相当として作成

※ 北海道ブロックの詳細は、[労務費に関する基準ポータルサイト](#)をご確認ください。



令和8年度『労務費に関する基準』に係る取組

- 全面施行後、最初の年度であり、労務費に関する基準の定着・徹底のための取組を強力に推進していく。
 - ① まずは、労務費等を内訳明示した見積書の商習慣化、「職人いきいき宣言」の拡大、コミットメント制度の普及促進、CCUSレベル別年収や労務費の基準値の普及促進を行う。
 - ② 加えて、新規に実施するフォローアップ調査を講じるほか、建設Gメンによる調査等を通じた法令遵守に向けた対応を実施。
- これにより、公共工事・民間工事を問わず、下請取引を含めて適正な労務費（賃金の原資）を確保するとともに、「CCUSレベル別年収」による、個々の技能者の経験・技能に応じた適正な賃金の支払いを実現する。

実効性確保策の
継続・推進

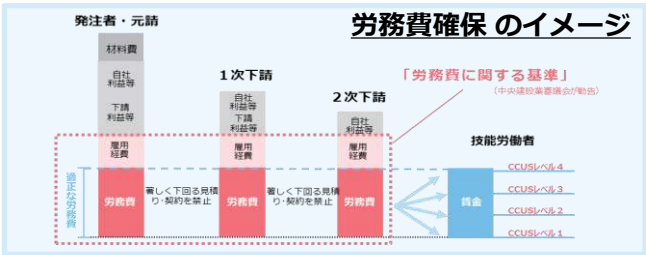
労務費等を 内訳明示した見積書の商慣行化	技能者を大切にする企業の 自主宣言制度	コミットメント制度 の導入	CCUSレベル別年収 の支払い
・「書き方ガイド」の活用、事業者による見積書作成や団体による「標準見積書」の作成の促進。	・R8.7.1より経営事項審査の加点項目となることも踏まえ、宣言企業の拡大に向け周知徹底を図る。	・標準約款等の周知普及などにより、活用促進を図る。	・活用に向けた更新・周知を行う。 ・加えて、「賃金情報提供システム※」の試行運用を実施、本格導入に向けた検討を行う。 ※CCUSレベル別年収（標準値）を下回る場合について重点的に確認。

新規的な取組

F U 調査	法令遵守の対応	取引適正化
 ✓ 新たな商習慣がどの程度定着しているか、労務費の行き渡りボトルネックはどこか、CCUSレベル別年収（目標値）が払われているかについて、フォローアップ調査を実施。 ✓ まずは一部の業種・工事を対象に調査を実施し、次年度以降の取組継続、必要な措置について検討を進めていく。	 ✓ 1月に公表した取引事例集について、周知徹底を図りつつ、建設Gメンによる取引実態の調査を本格的に実施し、当該調査において確認された法違反のおそれのあるケースを踏まえ、事例集について充実を図っていく。 ✓ 中小企業庁や厚生労働省等の関係省庁の連携の継続や、情報共有等のあり方について検討を進める。	



➤ これらの取組の継続・推進に加え、あらゆる機会を捉えてサプライチェーン全体での制度理解に向けた周知徹底を図り、官民連携による実効性確保策の推進を図っていく。



- 実効性確保策の定着状況とその効果の発現の状況について、下記の調査を行った上で、その実施結果について年1回の頻度でフォローアップ調査結果を労務費WGに報告する。

フォローアップが必要な内容		既存調査	既存調査 (新規に項目を追加)	新規調査
入口の取組	見積における労務費・必要経費の明示	受注側による労務費等の確保状況（確保割合） 【社保調査（※1）】	労務費等が内訳明示された見積書による取引状況 【社保調査】	・「適正労務費」の取引への反映状況等に係る調査 ・「行き渡り」のボトルネックに係る実態調査
	事業者の見える化（自主宣言）	（自主宣言の実施状況）		
	労務ダンピング調査（公共）		労務費ダンピング調査の実施状況 【入契調査（※2）】	
	国（建設Gメン）による調査	（建設Gメンの活動状況）		
出口の取組	労務費・賃金の支払い状況の確認	・労務費等の支払い状況 【社保調査】		CCUSレベル別年収の支払い状況に係る実態調査
	コミットメントの活用状況の確認	・直轄事業における試行調査	コミットメント条項の導入状況	

（※1）社会保険の加入確認・法定福利費に関する調査。建設業許可業者から無作為に抽出した40,000者（令和6年度は有効回答数6,972者）に対し実施

（※2）入契法等に基づく入札・契約手続に関する実態調査。入契法の適用対象である国・特殊法人等・地方公共団体の計1,927団体に対し実施

「適正労務費」の取引への 反映状況等に係る実態調査

実施目的（課題）：

従前の調査では事業者の主観ベースでしか確認できていなかった適正な労務費の確保状況について、基準によって示された適正な労務費が取引において反映されているかを、「基準値」を活用して客観的に把握する。

実施対象：

既に基準値が定まっている特定の職種分野の、任意・一定規模の建設業者を対象に実施

実施方針：

基準値で定めた標準的な仕様・作業内容で行われた工事における単位施工量あたり見積り額をアンケートベースで調査（マクロ的把握）

「行き渡り」のボトルネックに 係る実態調査

実施目的（課題）：

従前必ずしも定性的にしか把握されていなかった労務費行き渡りの「ボトルネック」が生じる要因について、個別の工事に着目して分析し、追加的に施策を講じるべき点がないか把握する。

実施対象：

公共工事・民間工事、土木工事・建築工事等の一定の類型を考慮した上で選定する数件程度の工事

実施方針：

選定された工事について、発注者や、施工体制下の元請・下請・技能者それぞれにおける労務費確保・賃金の支払い状況をヒアリングベースで調査（ミクロ的把握）

CCUSレベル別年収の 支払い状況に係る実態調査

実施目的（課題）：

従前、統計ベースのマクロ的数字としてしか把握されていなかった技能者への賃金支払いの状況について、個別の技能者へのCCUSレベル別年収（目標値）が支払われる環境構築に向け、どのような施策を追加的に講じる余地があるかを把握する。

実施対象：

既にCCUSレベル別年収が定まっている特定の職種分野の、任意・一定規模の建設業者を対象に実施

実施方針：

対象企業における賃金支払い状況について、賃金台帳・出勤状況・CCUS能力評価の状況（能力評価が進んでいない理由）等の把握により、賃金支払い状況をヒアリングベースで調査（ミクロ的把握）

北海道開発局 令和8年度建設業法令遵守推進本部の活動方針概要

- 建設業法令遵守推進本部は、建設業の公正・公平な競争基盤が阻害され、適正な施工の確保が困難となるような法令違反への対応を強化するべく、平成19年に地方整備局等に設置。
- 建設Gメンは、推進本部の取り組みの一端を担い、第三次・担い手3法の趣旨に沿って、担い手の確保に向けた労働者の処遇改善や働き方改革を推進するため、請負契約に関する調査及び法令違反への指導を実施。



建設業法令遵守推進本部の活動

1. 法令違反疑義情報の収集

■建設業法の相談・建設業法違反の疑いに関する通報窓口の周知

（「建設業フォローアップ相談ダイヤル」
「駆け込みホットライン」）

■通報者を保護するための取組強化

通報者が秘匿を希望したときには、通報者が被通報者により特定されて不利益な取扱いを受けることがないように、秘密保持を徹底した上で、調査等の方法を工夫する。

2. 報告徴収及び立入検査の実施

■以下の場合を中心に、報告徴収及び立入検査を機動的に実施。

- ・相談通報窓口への通報や関係機関からの情報提供により法令違反が疑われる場合
- ・建設Gメンの調査等により違反を把握した場合
- ・営業所の実態に疑義のある場合
- ・技術者の配置に疑義のある場合
- ・過去に指導監督を受けた建設業者

3. 関係機関との連携

■適切な工期設定の周知啓発

建設業の働き方改革推進のため、都道府県労働局や労基署と連携

■公共発注者からの情報の活用

Gメン調査に活用するほか、労働法令や独禁法違反の疑いがあれば、関係機関と情報共有し連携。

■不良・不適格業者の対応

道庁担当部署と連携し、情報共有や合同立入検査、営業状況の継続把握等を実施、関係部署とも協力して適切に対応

4. 建設業取引適正化推進月間（11月）

- ・講習会の開催、建設Gメンなど、取引適正化に向けた活動等を重点的に行い、建設業法の普及啓発、周知等に努める。

5. その他

- ・建設工事の請負契約に関するトラブルの相談窓口である「建設業取引適正化センター」について、周知を図る。
- ・建設関係団体との情報・意見交換、団体による研修会の機会などを活用して、建設業法の周知啓発に努める。
- ・建設キャリアアップシステムや建設業退職金共済制度の普及に向けた必要な周知を行う。
- ・建設業法以外の建設工事の施工等に関わる法令において、建設業者にも適用される制度の周知及び適切な対応を促す。
- ・一人親方対策として、元請負人へ法令遵守の徹底に向けた必要な周知を実施する。
- ・免税事業者との取引において、消費税相当額の一方的な減額を行わないことなど、十分な協議を行うよう周知啓発等を行う。

建設Gメンによる調査等

① 基本方針

- 建設Gメンは、建設業法令遵守推進本部の活動の一端を担い、建設業法の違反疑義情報収集、調査等の実施、指導、また大臣許可業者に対して監督処分を行う。
- 特に、建設工事の請負契約の適正化により、担い手の確保に向けた労働者の処遇改善や働き方改革の推進を最重要目的として、建設業法の遵守徹底、建設工事の適正取引を推進する。

② 適正取引推進のための具体的な活動

- 「下請取引等実態調査」や「駆け込みホットライン」などの情報を基に、調査の必要性を判断する。
- 特に、労働者の処遇改善や働き方改革に影響を与える請負契約の法律違反の疑いは、情報提供者及びその取引相手方へ調査等により不適正な取引が確認された場合、改善指導を行う。
- 都道府県知事許可業者は、指導結果等を当該都道府県へ情報共有など、必要な取り組みを行う。

③ 適正取引の推進に向けた主な調査内容

- 建設Gメンは、建設工事の請負契約に関して、主に見積り、契約、支払いなどに関する建設業法の遵守状況を調査。

(1)適正な請負代金

- 見積のやりとりにおいて減額が生じている場合の乖離状況の確認
- 「労務費に関する基準」を踏まえて、労務費の状況を確認
- コミットメント条項を含めた契約は、適正な労務費による見積状況等の確認

(2)適正な契約締結

- 契約書の法定記載事項の確認
- 原価に満たない請負代金の有無を確認
- 資材価格の高騰を踏まえた転嫁協議を円滑に行うために必要となる契約変更方法の条項の記載状況を確認

(3)適正な工期設定

- 「工期に関する基準」を踏まえて、休日確保等の考慮状況の確認。
- 著しく短い工期が疑われるような長時間労働の事案について、労基署へ必要な情報共有。

(4)適切な価格転嫁

- おそれ情報の通知、変更協議の申し出、注文者の協議対応などを確認。
- 「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」を周知のうえ、指針に沿った行動を求める。

(5)適正な代金支払

- 労務費相当部分の現金払い、手形払いの場合の手形期間、手形の割引料等の負担状況の確認
- 銀行口座への振込手数料の負担状況を確認

④ 許可行政庁との情報共有及び協力連携

- 建設Gメンによる調査等において、建設業法違反の疑いが確認された場合、違反疑義業者への報告徴収及び立入検査、指導監督が適切に行われるよう、当該違反疑義業者の許可行政庁に対して情報提供を行う。
- また、都道府県知事許可業者に関しては、合同立入検査の実施など、知事許可部局と連携して適切な対応を図る。

- 「デジタルを活用した技能者からの賃金情報提供制度」の構築に向けて、令和7年度補正予算を活用し、調査検討業務を実施。
- 地方整備局等へのヒアリングを実施し、使いやすく、かつ、セキュリティの確保されたシステムとなるよう詳細を検討。また、令和8年度中に試行運用を実施し、本格運用に向けた検討にフィードバック。

構築に向けた基本的な考え方

- ◆「労務費に関する基準」において、「CCUS レベル別年収については、目標値と標準値の2つの水準の値を設定し、適正な賃金として目標値の支払いを推奨するとともに、標準値を下回る支払い状況の事業者については、請負契約において労務費のダンピングの恐れがないか重点的に確認すること」とされている。
- ◆したがって、技能者から情報提供された技能者の賃金がCCUSレベル別年収の標準値を下回っているかどうかをシステムが簡易に判定し、提供された関連情報も含めてシステムから建設Gメンに提供することで、労務費のダンピングの恐れについて確認等を行うかどうかの検討・判断にあたっての端緒情報として活用することを基本とする。

- 「労務費に関する基準」（令和7年12月2日中央建設業審議会決定）（抄）

第3章 本基準の実効性を確保するための施策

（略）

（3）支払段階において適正な労務費・賃金を確保するための取組

①基本的な考え方

（略）

○建設業者は、技能者と適切に雇用契約を結び、技能者に対して、知識、技能その他の能力についての 公正な評価に基づく適正な賃金として、公共工事設計労務単価が賃金として支払われた場合に考えられる CCUSレベル別年収の支払いを目指すこと。

○CCUS レベル別年収については、目標値と標準値の2つの水準の値を設定し、適正な賃金として目標値の支払いを推奨するとともに、標準値を下回る支払い状況の事業者については、請負契約において労務費のダンピングの恐れがないか重点的に確認すること。

○行政、契約当事者等が役割を分担しながら、デジタル技術を活用した簡易・任意の確認システムを活用し、技能者への適正な賃金支払いを確認すること。

1. 「通常必要と認められる労務費を著しく下回るおそれのある取引事例集」の周知徹底及び充実

- 1月に公表した取引事例集について、建設業界に対する周知徹底を図っていく。
- 第三次・担い手3法の完全施行を踏まえ、労務費の行き渡りに関して、建設Gメンによる取引実態の調査を本格的に実施し、当該調査において確認された法違反のおそれのあるケースを踏まえ、事例集について充実を図っていく。【順次実施】



2. 監督処分公表の充実

- 監督処分時の公表について、他制度を参考として、その悪質な態様がわかるよう詳細な情報も公表することで、一層の注意喚起を図る。
- 国土交通省ネガティブ情報等検索サイトへの蓄積とは別に、今後の監督処分事案のうち特に悪質であるなど広く注意喚起を図ることが必要なものについては、その概要を国交省HPにおいて掲載する。
- いずれも、まずは国土交通省において大臣許可業者に対する処分について実施。その運用状況を踏まえ、都道府県にも順次実施を促していく。

【大臣許可業者については令和8年度から随時実施予定】

東芝産業機器システム株式会社 東芝ホクト電子株式会社 に対する勧告 (概要)

公正取引委員会 Japan Fair Trade Commission

東芝産業機器システム株式会社 製造委託の内容

電動機、変圧器、受配電盤、制御盤、汎用インバータ等の製品等及びその部品の製造を委託

違反行為の概要 (不当な経済上の利益の提供要請)

東芝産業機器システムは、遅くとも令和6年2月1日以降、本件製品等の発注を長期間行わないにもかかわらず、受注者47名に対して合計1,510個の金型等を、自己のために無償で保管させていた。

東芝ホクト電子株式会社 製造委託の内容

マグネトロン、サーマルプリントヘッド等の部品等の製造を委託

違反行為の概要 (不当な経済上の利益の提供要請)

東芝ホクト電子は、遅くとも令和6年4月1日以降、本件製品等の発注を長期間行わないにもかかわらず、受注者14名に対して合計483個の金型等を、自己のために無償で保管させていた。

公正取引委員会による勧告の内容 (注)

下請事業者 (受注者) に対し、無償で金型等を保管させたことによる費用に相当する額を公正取引委員会の権限を濫用した上で速やかに支払うこと

今後、中小委託事業者に対し、不当な経済上の利益の提供要請を行わないこと等を取締役会の決議で確認すること

取適法の遵守体制を整備すること など

(注) 下請法は、令和7年改正により、令和8年1月、取適法と改称された。下請法において「下請事業者」と呼称されていた事業者は、令和8年1月以降に改称された製造委託等との関係では「中小委託事業者」と呼称される。

取適法における勧告や独占禁止法に基づく警告等の公表については、事案の内容を詳細に記載しているとともに、わかりやすい概要資料も併せて公表

- 1. 及び2. の取組の徹底を図るとともに、労務費基準の定着状況についてフォローアップ
- 当該状況も踏まえつつ、引き続き、建設業法に基づく勧告公表の実施のほか、中小企業庁「価格交渉促進月間フォローアップ調査」など他制度を参考とした効果的な公表の仕組みや制度的な位置づけの要否などについて、検討を継続

3. 「CCUS利用拡大に向けた3か年計画」の取組状況

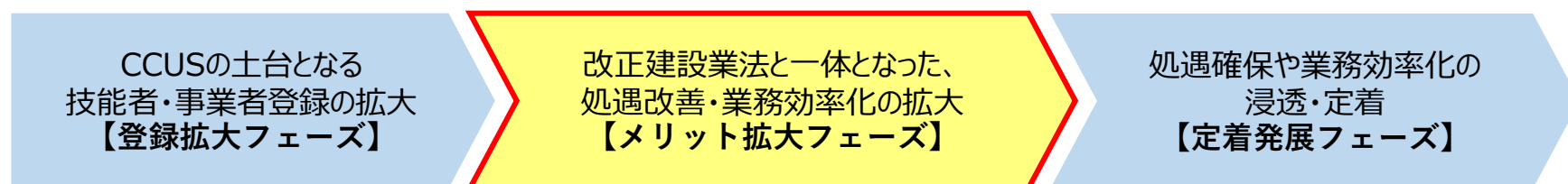
令和8年度建設キャリアアップシステム処遇改善推進協議会
(令和8年6月25日) 資料

CCUS 利用拡大に向けた 3 か年計画（概要）

<令和 6 年 7 月 2 4 日公表>

- これまでの 5 年間の取組を通じて、**CCUSの土台となる技能者・事業者の登録が進展**。
- 今後 3 年間で、**改正建設業法に基づく取組と一体**となって、この土台を活用した**処遇改善や業務効率化のメリット拡大**を図る。

●今回の「3 か年計画」の位置づけ



1. 経験・技能に応じた処遇改善

- 「労務費の基準」に適合した労務費の確保・行き渡りと一体となって、CCUSの技能レベルに応じた手当・賃金制度等を普及拡大 等

2. CCUSを活用した事務作業の効率化・省力化

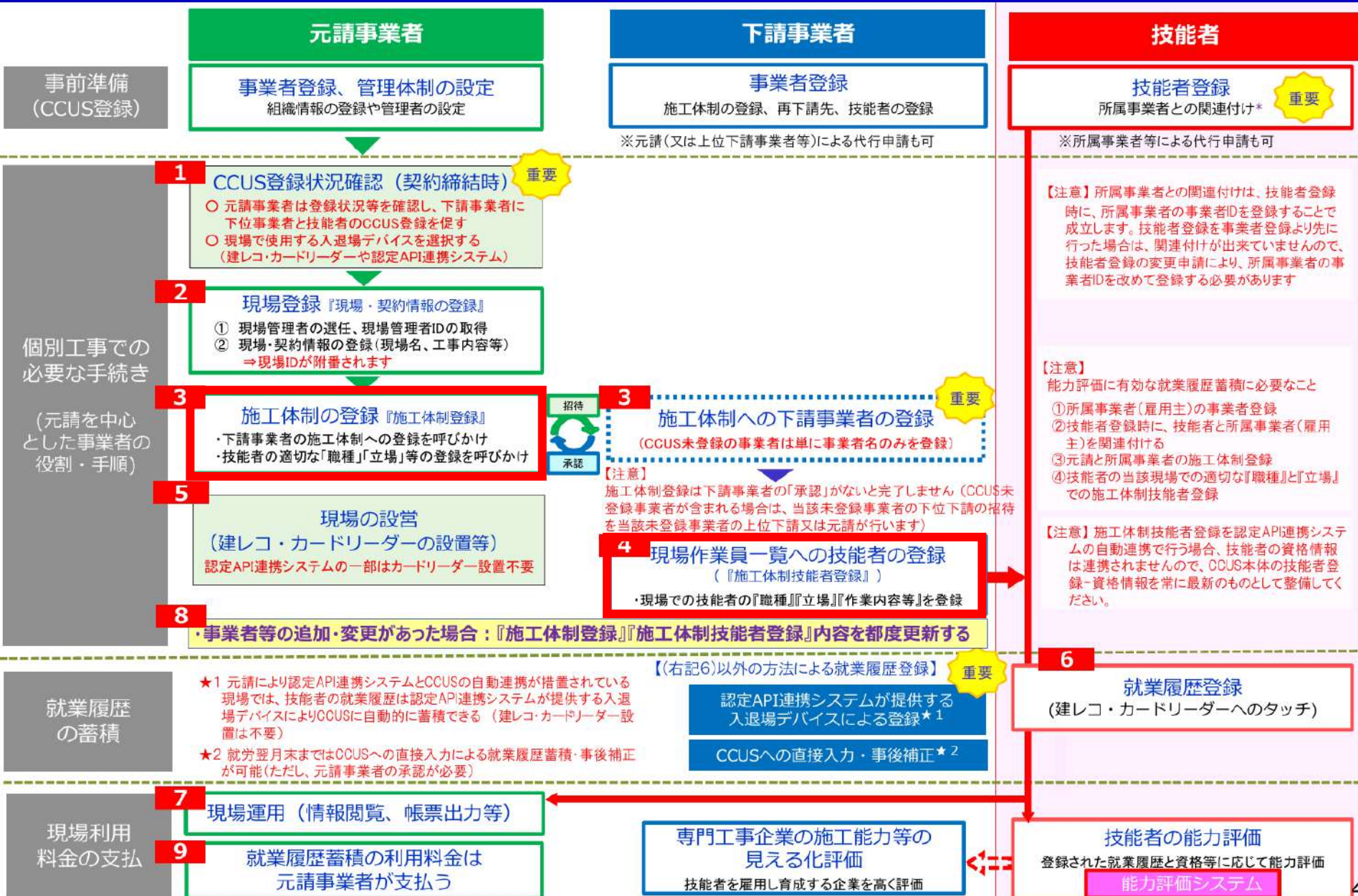
- CCUSデータを用いて安全衛生書類等の作成を効率化
- 建退共の申請事務の抜本的な効率化 等

3. 就業履歴の蓄積と能力評価の拡大

- 技能者・事業者の登録拡大等、就業履歴の蓄積促進策を強化
- 能力評価の対象分野の拡大など、技能者のレベル判定の促進策を強化 等

計画の実施状況を少なくとも年 1 回フォローアップするとともに、進捗状況を踏まえ必要に応じ見直し

あらゆる現場・あらゆる職種でCCUSと能力評価を実施
技能者や建設企業が実感できる**CCUSのメリット**を拡充



※「建レコ・カードリーダー」とは建レコというアプリをインストールしたパソコン、i-phone等に接続されたカードリーダーのことをいいます。



能力評価基準の策定状況

技能者の能力評価は、国土交通大臣が認定した49分野の能力評価基準に基づき、それぞれの分野の能力評価実施団体により実施

評価分野	能力評価実施団体
電気工事	(一社) 日本電設工業協会
橋梁	(一社) 日本橋梁建設協会
造園	(一社) 日本造園建設業協会 (一社) 日本造園組合連合会
コンクリート圧送	(一社) 全国コンクリート圧送事業団体連合会
防水	(一社) 全国防水工事業協会
トンネル	(一社) 日本トンネル専門工事業協会
建設塗装	(一社) 日本塗装工業会
左官	(一社) 日本左官業組合連合会
機械土工	(一社) 日本機械土工協会
海上起重	(一社) 日本海上起重技術協会
P C	(一社) プレストレスト・コンクリート工事業協会
鉄筋	(公社) 全国鉄筋工事業協会
圧接	全国圧接業協同組合連合会
型枠	(一社) 日本型枠工事業協会
配管	(一社) 日本空調衛生工事業協会 (一社) 日本配管工事業団体連合会 全国管工事業協同組合連合会
とび	(一社) 日本建設躯体工事業団体連合会 (一社) 日本鷹工業連合会
切断穿孔	ダイヤモンド工事業協同組合
内装仕上工事	(一社) 全国建設室内工事業協会 日本建設インテリア事業協同組合連合会 日本室内装飾事業協同組合連合会
サッシ・カーテンウォール	(一社) 日本サッシ協会 (一社) 建築開口部協会
エクステリア	(公社) 日本エクステリア建設業協会
建築板金	(一社) 日本建築板金協会
外壁仕上	日本外壁仕上業協同組合連合会
ダクト	(一社) 全国ダクト工業団体連合会 (一社) 日本空調衛生工事業協会
保温保冷	(一社) 日本保温保冷工業協会
グラウト	(一社) 日本グラウト協会

評価分野	能力評価実施団体
冷凍空調	(一社) 日本冷凍空調設備工業連合会
運動施設	(一社) 日本運動施設建設業協会
基礎ぐい工事	(一社) 全国基礎工事業団体連合会 (一社) 日本基礎建設協会
タイル張り	(一社) 日本タイル煉瓦工事工業会
道路標識・路面標示	(一社) 全国道路標識標示業協会
消防施設	(一社) 消防施設工事協会
建築大工	全国建設労働組合総連合 (一社) J B N・全国工務店協会 (一社) 全国住宅産業地域活性化協議会 (一社) 日本ログハウス協会 (一社) プレハブ建築協会
硝子	全国板硝子工事協同組合連合会 全国板硝子商工協同組合連合会
A L C	(一社) A L C 協会
土工	(一社) 日本機械土工協会
ウレタン断熱	(一社) 日本ウレタン断熱協会
発破・破砕	(一社) 日本発破・破砕協会
建築測量	(一社) 全国建築測量協会
圧入	(一社) 全国圧入協会
さく井	(一社) 全国さく井協会
解体	(公社) 全国解体工事業団体連合会
計装工事	(一社) 日本計装工業会
土質改良	(一社) 全国建設発生土リサイクル協会
潜函	日本圧気技術協会
住宅建築関連	(一社) J B N・全国工務店協会 全国建設労働組合総連合 (一社) 全国住宅産業地域活性化協議会
石材施工	全国建築石材工業会
斜面防災	(一社) 斜面防災対策技術協会
道路等法面保護工事	(一社) 全国特定法面保護協会
都市トンネル	(公社) 日本推進技術協会

これに加えて、現在、10以上の専門工事業団体から、個別に能力評価基準の策定、又はその前段階となる「登録基幹技能者」の登録に係る相談を受付

CCUSの就業履歴の蓄積について

- CCUSの就業履歴の蓄積については、高価なカードリーダーの設置が障壁となっていた。
- そのため、1. カードリーダー設置の支援、2. カードリーダー以外の手法の拡大を図ることにより、就業履歴を蓄積できる環境の整備を促進してきたところ。

1. カードリーダー設置の支援

<①安価なカードリーダーの普及>

- ・従来のカードリーダーと比べて、1/3～1/10程度の金額のカードリーダーを導入。

【令和5年8月～】

従来のカードリーダー



1万円～3万円程度

安価なカードリーダー



3,000円程度～



<②カードリーダーの無償貸与>

- ・建設業振興基金から元請事業者に対し、カードリーダーを1台無償貸与(モニター後のカードリーダー返却不要。新規に事業者登録をする事業者が対象)。

【令和4年12月～令和8年9月(予定)】



※ 厚生労働省によるカードリーダー設置の助成金は、令和7年度から発展的に解消。

2. カードリーダー以外の手法の拡大

<①iPhoneでの読み取り>

- ・CCUSカードを、iPhoneで読み取り可能になるよう、管理者向けアプリ(「建レコ」)を改修。

【令和6年1月～】



<②電話認証・顔認証>

- ・携帯電話の発信や顔認証により、カードリーダーがなくても就業履歴を蓄積可能とするシステムを導入。

【令和3年10月～】

※令和5年10月～令和8年3月は、初期費用を無料にするキャンペーン実施。

必要最小限の機能にしばったライトプランを新設

【令和8年4月～】



<③QRコードの読み取り>

- ・CCUS登録技能者向けアプリ「建キャリ」で表示したQRコードを読み込ませることで、履歴蓄積可能とする(CCUSカードも不要。)

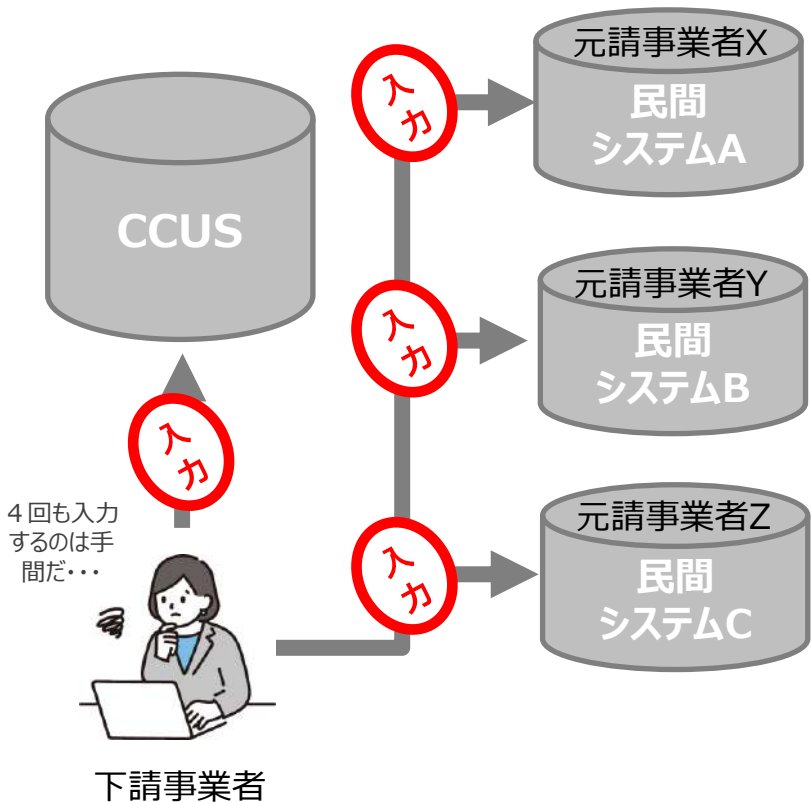
【令和7年8月～】



- 建設企業の働き方改革のため、**CCUSに登録されている情報を民間の労務安全システム等で利用することを可能**とし、データ入力作業を効率化

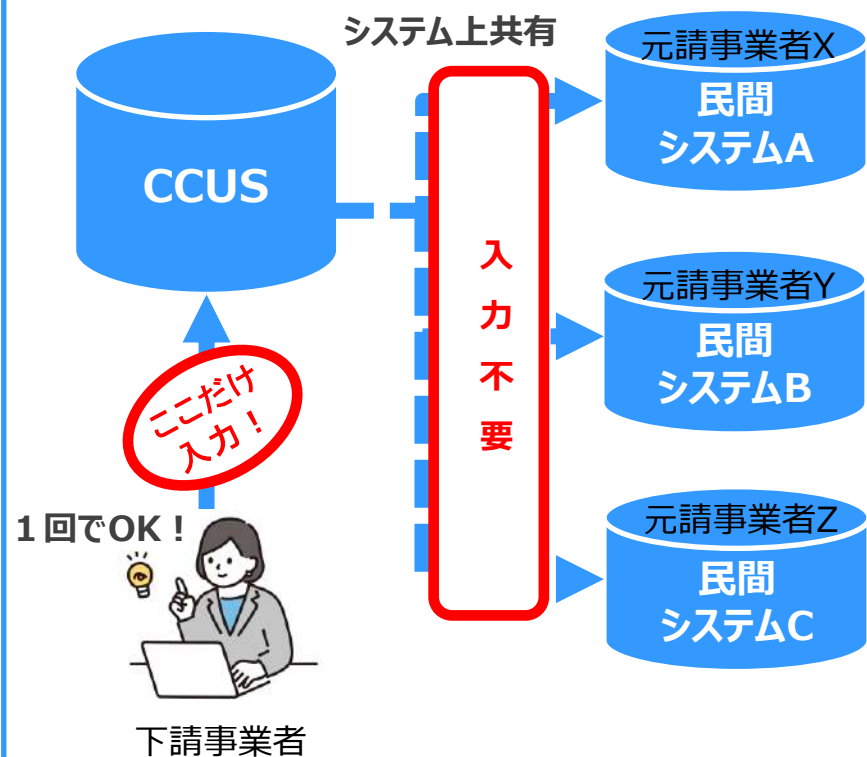
これまで

CCUSと民間の労務安全システム等に、それぞれ同じ情報を入力（4回）



これから

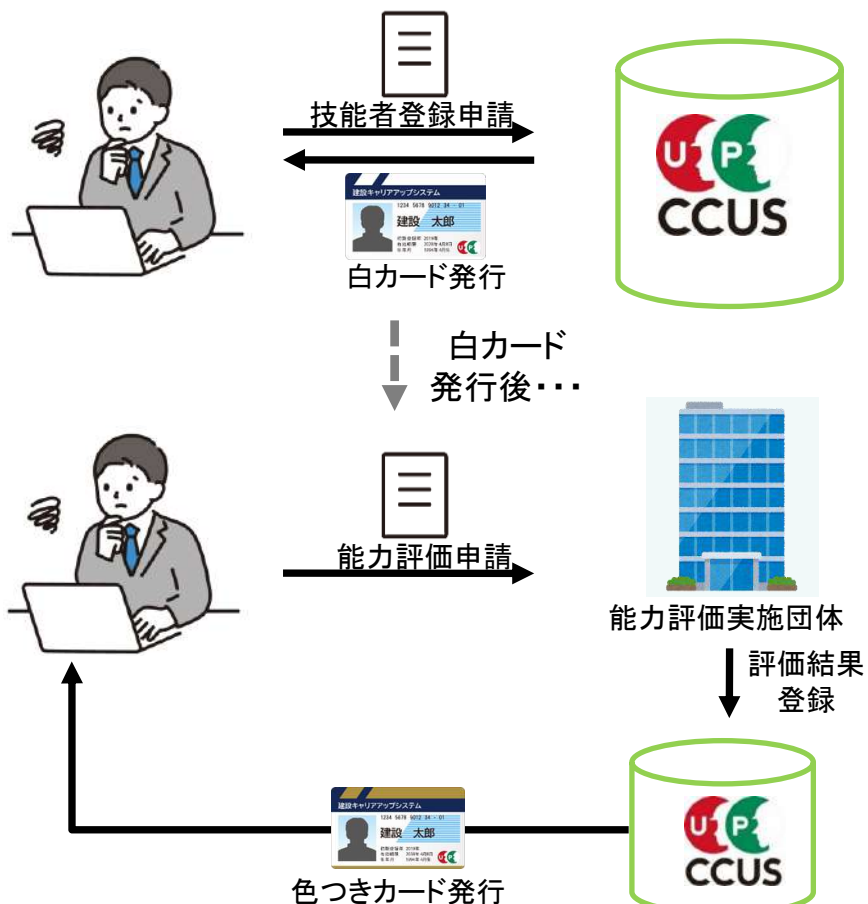
CCUSに登録されている情報（例：技能者の氏名、資格情報、社保加入状況）を民間システムへ共有し、各民間システムの入力項目を削減



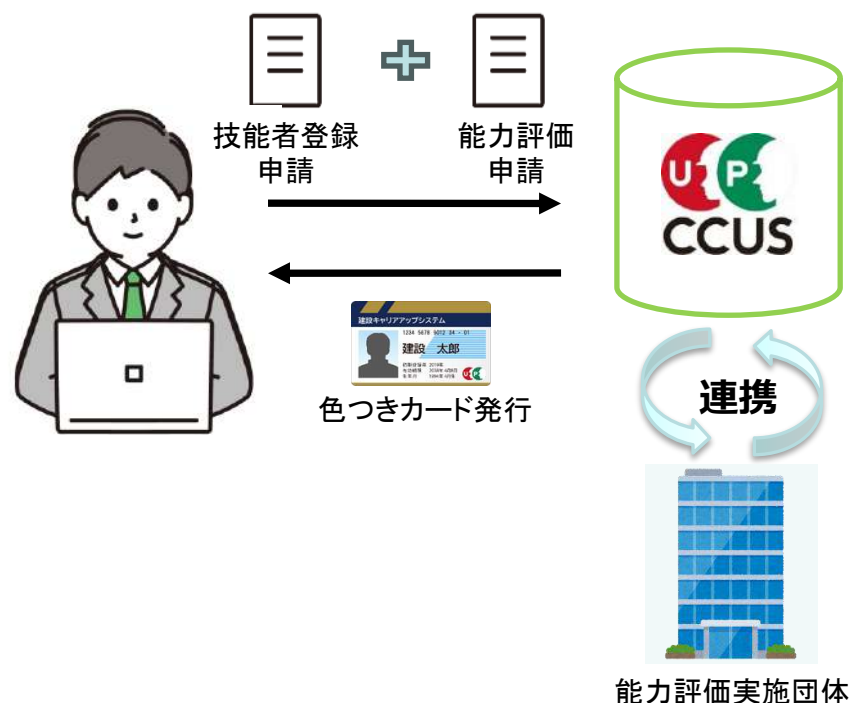
○CCUSへ新規に技能者登録を申請する際、同時に能力評価申請を行うことを可能とし、1回の申請で能力評価結果を反映したカードを発行

○カード発行が1回になり、その分の費用(1,000円)も軽減 【2025年3月供用開始】

これまでの申請方法



これからできる申請方法



※能力評価申請は経歴証明の利用が前提となるため、所属事業者等による代行申請に限る。

- 改正建設業法の全面施行や育成就労制度の導入等といった、建設技能者を取り巻く制度的環境の激変へ迅速に対応するとともに、一定の周知期間を確保する観点から、**令和9年（2027年）3月31日をもって簡略型登録の新規・更新申請を終了。以降は詳細型登録に一本化。**
- 現に簡略型登録を経た技能者については、次回更新時に詳細型へ移行（任意の前倒し移行も可）。
- 詳細型登録手数料については**、簡略型に比して詳細型の事務処理コストが高額であること等を踏まえ、中長期の収支に大きな影響が生じないよう配意しつつ、**当分の間、所要の引き下げを実施。**
- あわせて、詳細型登録による最大のメリットである**能力評価受検を加速するため、当分の間現行の支援措置を継続。**

現行

技能者登録 2段階登録方式

簡略型登録料：**2,500円**

詳細型登録料：**4,900円**

※簡略型から詳細型への移行：**2,400円**

見直し後（令和9年（2027年）4月1日～）予定

技能者登録 詳細型のみ

簡略型登録：**廃止**

詳細型登録料：当分の間**4,000円～4,500円を想定**

※簡略型から詳細型への移行：**1,500円～2,000円を想定**

1. 開始時期

令和9年（2027年）4月1日

2. 対象者

新規申請技能者及び更新申請技能者

※令和9年（2027年）4月1日より前に簡略型で登録された技能者は、次回更新時に詳細型へ移行。

3. 技能者登録料

当分の間4,000円～4,500円/人への引き下げを想定

※引き下げ措置の終期については、詳細型への移行や技能者登録更新の進捗状況やこれを踏まえた中期的収支の見通しを踏まえ、令和10年度（2028年度）以降に決定。

4. その他

現在、時限的（令和8年（2026年）3月末まで）に実施している能力評価に係る評価手数料の全額支援を当面の間延長する。

能力評価申請に係る評価手数料の全額支援

CCUS運営主体:(一財)建設業振興基金の取組



建設キャリアアップシステム
登録技能者・登録事業者の皆様へ

CCUS能力評価申請手数料の全額支援を**当面の間延長します!**
～この機会に能力評価を申請しましょう～

○全額支援を行う延長期間

・2026年4月1日(水)から**当面の間** 延長します! /

※全額支援は2025年8月1日(金)より実施しております。
※申請日基準となります。
※延長の終了時期につきましては、改めてご案内いたします。

○対象者

・CCUS技能者登録(詳細型登録)が完了している方

※CCUS技能者登録と能力評価申請手続きの同時申請(ワンストップ申請)者も含む

○対象となる能力評価

・全ての能力評価分野が対象 (レベル2～レベル4)

○全額支援の対象範囲

・能力評価申請に係る手数料4,000円

※CCUS技能者登録と能力評価申請手続きの同時申請(ワンストップ申請)については3,000円
※CCUS登録技能者が簡略型登録から詳細型登録へ移行する際の手数料(2,400円)は対象外
※全額支援は申請回数に制限を設けておりません。



○全額支援を活用した申請方法

・能力評価実施団体への申請自体は従来通り
・ただし、能力評価申請手数料の支払は不要

※CCUS技能者登録と能力評価申請手続きの同時申請(ワンストップ申請)についても従来通り
※従来、申請時に必要な書類であった手数料支払に係る証明書については、添付不要
ワンストップ申請の場合においては、建設業振興基金が指定する画像を添付⇒[詳しくはこちら](#)

申請方法の詳細については、各能力評価実施団体にお尋ねください

能力評価分野及び申請先については、右のQRコードよりご確認ください
(QRコード:国土交通省HP)



4. 今後の協議会重点課題

令和8年度建設キャリアアップシステム処遇改善推進協議会
(令和8年6月25日) 資料

今後の協議会重点課題(総括)

…主な本年度改訂部分

今後の協議会重点課題(総括)

- 建設業における今後の担い手確保のため、適正な水準の労務費の確保、建設キャリアアップシステムの利用拡大や、技能者の賃金上昇や退職金制度の適正な運用等を通じて、技能者の処遇改善につながる好循環を生み出す必要がある。
- 一人親方が安心して働ける環境整備のために、適切な契約形態かどうかを判断する働き方自己診断チェックリストや一人親方になった場合のメリット・デメリットを示したリーフレットの活用を促進するとともに、適切でない一人親方の目安についてより精緻な基準を設ける必要がある。
- 改正建設業法を踏まえ、適正な労務費の確保と技能者の経験・技能に応じた適正な賃金の支払いに向けた取組を進めるとともに、法定福利費等の必要経費の確保をより一層徹底していく必要がある。
- 建退共制度について、掛金納付の状況が透明化され事務作業の負担を軽減できる電子申請方式がCCUSと完全連携されたことや国土交通省直轄工事において電子申請方式が原則化されたことも踏まえ、その更なる利用促進を図るとともに、証紙貼付方式については適正な掛金納付を確保する必要がある。

取組内容

- ① 建設キャリアアップシステムの利用拡大
- ② 建設業の一人親方対策の推進
- ③ 適正な労務費及び法定福利費等の必要経費の確保、適正な賃金支払い(賃上げ)の推進
- ④ 建退共の電子申請方式やCCUSとの連携の利用促進

今後の協議会重点課題①

① 建設キャリアアップシステムの利用拡大

建設キャリアアップシステムを通じて、技能者が技能・経験に応じて適切に処遇され働き続けられる環境を実現し、建設業が「地域の守り手」として将来にわたり持続的な役割を担っていくために以下の取組を実施する。

(1) 経験・技能に応じた処遇改善

- ⇒ CCUSレベルに応じた賃金・手当支給等を促進するとともに、技能者を大切にする適正企業の評価向上を通じてこれらの取組を後押しする。
- ⇒ 令和9年度から始まる育成就労制度を見据え、外国人材の育成・処遇改善等に向けたCCUSの活用について検討する。

(2) CCUSを活用した事務作業の効率化・省力化

- ⇒ 建退共の電子申請方式による掛金納付との連携により、退職金充当の効率化を図る。
- ⇒ CCUSに登録されている情報の他システム等での利用を関係者の理解を踏まえつつ進め、建設事業者の事務作業の効率化を図る。

(3) 就業履歴の蓄積と能力評価の拡大

- ⇒ 更なる登録者の増加とともに、公共・民間問わず現場で技能者がCCUSを確実に利用できるよう、就業履歴の蓄積と能力評価の環境整備を強化する。

今後の協議会重点課題②

② 一人親方対策の推進

過度な重層下請構造の是正、技能者の処遇改善と技能向上を図るため、規制逃れを目的とした一人親方対策、一人親方と建設企業の取引環境の適正化を目指し、以下の取組を実施する。

(1) 規制逃れを目的とした一人親方化の防止対策

- ⇒ 働き方改革による労働時間規制逃れを目的としたものを含む一人親方の実態把握や、発注者も対象とし、地方部を重点的とした一人親方対策の情報共有を進める。
- ⇒ 一人親方の就労状況について、適切な請負契約となっているかどうかを判断するツールである「**働き方の自己診断チェックリスト**」について、**未だ認知度・活用状況が低いことも踏まえ、より一層の活用促進を図り**、活用率を約5割まで高めることを目指す。
- ⇒ 併せて、**一人親方としての働き方のメリット・デメリットを分かりやすく整理したリーフレット「一人親方に関する基礎知識」の活用促進を図る。**
- ⇒ チェックリスト等の活用の結果、規制逃れが疑われる一人親方について、下請企業・元請企業のみならず関係者一体となって取り組み、雇用契約の締結の徹底、改善が見られない場合の当該建設企業の現場入場を認めない取り扱いを進める。

(2) 建設業の一人親方問題に関する検討会にて示された今後の方針に係る検討

- ⇒ 建設業の一人親方問題に関する検討会で今後の方針として示された「適正でない一人親方の目安」の策定について、実態を踏まえたものにするため、**継続して一人親方の実態把握を行う。**

(3) 一人親方と建設企業の適正取引等の推進

- ⇒ 一人親方が、改正建設業法に基づき価格交渉を行い、法定福利費等の**必要経費が含まれた適正な報酬を受け取れるよう**、改正法の周知や相談体制の構築を含め、実効性の確保に取り組む。
- ⇒ 法定福利費等の必要経費を内訳明示した見積書の提出率を現在よりも30%引き上げることを目指して、標準見積書に加えて、**国土交通省が作成した見積書の「様式例」の周知や活用促進を図る。**
- ⇒ 工期の平準化の取組、技能者の雇用維持や社員化に伴って必要となる法定福利費等の必要経費の価格転嫁等により、企業にとって社員化が負担にならない環境づくりを進める。

③ 賃上げの推進・労務費及び法定福利費等の必要経費の確保・支払い

改正建設業法を踏まえ、適正な労務費の確保と技能者の経験・技能に応じた適正賃金の確保に向けた取組を進めるとともに、建退共掛金や法定福利費等の必要経費の確保をより一層徹底していくため、以下の取組を実施する。

(1) 改正建設業法に基づく適正な水準の労務費等の確保に向けた取組の推進

⇒ 「労務費に関する基準」や、その実効性を確保するための取組について、官民一体となって推進する。後述する必要経費の適正な支払いや内訳明示した見積りの徹底について、改正建設業法に基づく取組としてより一層推進する。

(2) 公共工事設計労務単価の上昇を踏まえた賃金水準上昇に向けた官民の協働

⇒ 公共工事設計労務単価の上昇が現場に着実に広がり、地方公共団体や民間工事に従事する技能労働者の賃金水準の上昇につながる好循環が持続できるよう官民一体となって取組を推進する。

⇒ 技能者の処遇改善を着実に進めるため、技能・経験に応じた賃金が支払われるようCCUSレベル別年収の活用を促進するとともに、より多くの技能者にとっての賃金水準として活用できるものにするため、CCUSの登録、現場利用、能力評価を促進する。

(3) 改正建設業法に基づく適正な水準の労務費、法定福利費等の確保・支払いに向けた取組の推進

⇒ 改正建設業法に基づく、労務費、法定福利費等の必要経費を内訳明示した見積書の提出、適正な支払いについて、実態把握を行いつつ、受発注者間にて、労務費、法定福利費等の必要経費が適正に確保されるよう、「労務費に関する基準」の運用を通じて、官民一体となって取組を推進する。

④ 建退共の電子申請方式やCCUSとの連携の利用促進

建退共・CCUS連携の利用を促進し、電子申請方式の積極的活用を図り、技能者の退職金掛金納付を効率化することや、必要経費の適正な確保を推進することで、就労実績に応じた退職金の支払がなされるよう、以下の取組を実施する。

(1) 建退共・CCUS連携の利用促進、電子申請方式の積極的活用

⇒ 第三次担い手3法の改正に伴い、品確法基本方針、入契法適正化指針、ICT指針に建退共電子申請の積極的活用が位置づけられたこと、建退共の電子申請方式とCCUSの完全連携がされたこと、国土交通省直轄工事において電子申請方式が原則化されたことを踏まえ、掛金納付における電子申請方式及びCCUS連携について周知し、利用の促進を図る。

(2) 公共工事における発注者による掛金納付の履行確認の徹底

⇒ 公共工事において、発注者により実施することとなっている、建設事業者の掛金納付の履行確認を徹底し証紙貼付方式並びに電子申請方式における適正な掛金納付を推進する。

(3) 建退共制度に係る必要経費の適正な確保

⇒ 改正建設業法において、建退共掛金が見積書への内訳明示が必要な経費として位置づけられたことを踏まえ、建退共加入事業者の建退共掛金が工事の施工に直接従事する建設労働者に係る必要経費として契約の中で適切に確保されるよう、これを適切に見込んだ見積を行うことについて、周知・徹底を図る。

5.建設業の一人親方対策の推進

令和8年度建設キャリアアップシステム処遇改善推進協議会
(令和8年6月25日)資料

- 一人親方の調査の結果、一人親方になるメリット・デメリットを調べずに一人親方になった人が一定数存在することを確認。
- 一人親方になろうとする技能者が、一人親方と社員の働き方の違いや一人親方になるメリット・デメリットを理解したうえで、一人親方になるかを慎重に判断するためのツールとして、リーフレットを作成。

○リーフレット(一人親方に関する基礎知識)

建設業 国土交通省

一人親方に関する基礎知識

～メリットとデメリットを正しく知ろう～

Excelファイル提供

一人親方という働き方

現場で経験を積んだあと、自分の名前と責任のもと仕事を受ける自律的なスタイル。それが「一人親方」です。興味がある方は、自分に合っているかチェックしてみましょう。

あなたは一人親方タイプ？会社員タイプ？

5つの質問で、あなたに合った働き方のヒントが見えてきます。自分に近いほうを選んでみましょう！

No.	設問	Aタイプ	Bタイプ
1	収入	働いた分だけ報酬をもらえる	一定の金額を毎月もらえる
2	仕事の選び方	やりたい仕事を自分で選べたい	決められた仕事をきちんとこなしたい
3	働き続ける期間	体が動く間はずっと働きたい	一定の年齢で区切りをつけたい
4	事務手続き	確定申告などは自分でやれる	経理や事務は正直負担に感じられる
5	休みと収入	休みと収入が減るのは仕方がない	安定的な収入が欲しい

一人親方のメリットとデメリット

一人親方、憧れだけで決めて大丈夫？

一人親方には「自由」「高収入」といったイメージがありますが、実際には、事業主として自分で仕事を管理し、保障も自分で備える必要があります。メリットとデメリットを両方知ることによって、後悔しない働き方を選びましょう。

メリット一覧(例)

メリット	例えば…
自由に働ける	数量と責任のもと、働く時間・現場を自分で選べる。
実力次第で収入UP	自分の技術や仕事量を増やせば、収入が伸びる可能性も。
経費計上ができる	事業に必要な支出は、事業主として経費計上できるものもある。
自分のペースで成長できる	会社の決められた教育ではなく、自分の挑戦したい技術を磨ける。

デメリット一覧(例)

デメリット	例えば…
収入が不安定	現場の数や単価次第。病気、ケガ・天候によって収入が減少することもある。
各種保険は自分持ち	労災保険の特別加入、健康保険や年金は自分で加入し自己負担。
確定申告や事務作業が必要	採収票、帳簿、税金申告などをすべて自分で管理。
契約やトラブル対応も自己責任	書面のない契約、報酬未払いなども自分で対応。
慎重な将来設計が必要	国民年金だけでなく、会社員に比べて受給額は少ない傾向にある。

メリットがあるからこそ、デメリットにも「備える」が必要です。どちらもしっかりと知って、自分に合った働き方を選びましょう。

一人親方の収入

一人親方の年取ってどのくらい？

働き方や仕事の内容によって変わります。

一人親方の収入は、仕事内容や地域、働き方によって大きく異なります。全建設業東部連合会の調査では、東京都在住の一人親方における2023年の一日あたりの賞金は約21,800円、年取換算で約597万円とされ、建設技能者の平均年収(約443万円)を上回ります。ただしこれは「南収入」であり、ここから経費を支払う必要があるため、会社員と単純に比べるとはできません。

※国勢調査より「民間給与実態統計調査」より1年間を通じて働いた給与所得者の一人当たりの平均年収

○付属ツール(適正チェックシート)

1. 適正チェックシート

～あなたは一人親方タイプ？会社員タイプ？～

一人親方は自由度の高い働き方ですが、収入や保障には課題もあります。自分に合っているのか、以下の診断で確認してみましょう。

※このチェックは、一人親方と会社員、それぞれの働き方の特徴を知るための目安です。

下の質問に答えて下さい。下のフレームにあなたにむいている働き方が出ます。

「選択」の枠をクリックして、表示された「▼」マークをクリックし「A」か「B」を選択してください。

	Aタイプ	Bタイプ	
1 理想の働き方	経営者として裁量をもって働きたい	組織の中で安定して働きたい	A
2 仕事の選び方	やりたい仕事を自分で選べたい	決められた仕事をきちんとこなしたい	A
3 働き続ける期間	体が動く間はずっと働きたい	一定の年齢で区切りをつけたい	A
4 事務手続き	確定申告などは自分でできる	経理や事務は正直負担に感じられる	A
5 収入	働いた分だけ報酬をもらえる	一定の金額を毎月もらえる	A
6 休日	自分の好きなタイミングで休みを取ることができる	決められた休日で、一定のリズムで働きたい	A
7 年次有給休暇	なし(個人事業主のため過労なし)	あり	A
8 人間関係	社内の人間関係を気にせず働きたい	仲間や上司と関わりながら働きたい	A
9 金融面	ローンやカードの審査が厳しくても仕方ないと思う	住宅ローンやカード利用はスムーズにしたい	A
10 働く時間	働く時間を自分で選べたい	働く時間が決まっているほうが安心	A

判定結果

あなたは一人親方タイプかもしれません。

→ 自由に働ける反面、準備や覚悟も必要です。保険や補償の制度も確認を。



働き方の自己診断チェックリスト

現在のあなたの働き方について、該当する方の□に✓印を入れてください。

Point 1 依頼に対する諾否

仕事先から仕事を頼まれたら、
断る自由はありますか？

A ☐ 自分に断る自由がある

B ☐ 自分に断る自由はない

Point 2 指揮監督

日々の仕事の内容や方法はどのように
決めていますか？

A ☐ 毎日の仕事量や配分、進め方は、基本的に
自分の裁量で決定する

B ☐ 毎日、会社から仕事量や配分、進め方の
具体的な指示を受けて働く

Point 3 拘束性

仕事先から仕事の就業時間
(始業・終業)を決められていますか？

A ☐ 基本的には自分で決められる

B ☐ 会社などから具体的に決められている

Point 4 代替性

あなたの都合が悪くなった場合、頼まれた仕事を
代わりの人に行わせることはできますか？

A ☐ 代役を立てることも認められている

B ☐ 代役を立てることは認められていない

Point 5 報酬の労務対償性

あなたの報酬(工事代金又は賃金)は
どのように決められていますか？

A ☐ 工事の出来高見合い

B ☐ 日や時間あたりいくらで決まっている

Point 6 資機材等の負担

仕事で使う材料又は機械・器具等は
誰が用意していますか？

A ☐ 自分で用意している

B ☐ 会社が用意している

Point 7 報酬の額

同種の業務に従事する正規従業員と比較した場合、
報酬の額はどうか？

A ☐ 正規従業員よりも高額である

B ☐ 正規従業員と同程度か、
経費負担を引くと同程度よりも低くなる

Point 8 専属性

他社の業務に従事することは可能ですか？

A ☐ 自由に他社の業務に従事できる

B ☐ 実質的に他社の業務を制限され、特定の会社
の仕事だけに長期にわたって従事している

①「働き方の自己診断チェックリスト」で自分の働き方を確認しましょう

Bに多く当てはまる場合は、実態として「労働者」に該当する可能性があるため、雇用契約の締結を検討しましょう。

②契約の手続、内容を見直しましょう

- ・工事着工前に**見積書**を取り交わしていますか。
- ・報酬をしっかりと請求できるように**書面で契約**していますか。

【次のような内容は雇用契約であると判断される可能性があります】

○報酬が労働時間・日数によって変動する。

※請負契約の一人親方は**工事の完成に対して報酬**を受け取ります。

○契約金額に労災保険特別加入の費用や支給されない資機材の必要経費などが反映されず、**雇用されている同種の技能者と同額程度の報酬**になっている。

労働者(社員)と同じ働き方になっており、労働基準関係法令違反が疑われる場合にはお近くの労働基準監督署にご相談ください。

その他問い合わせ先

あいまいな契約や報酬の未払い等の
トラブル
→フリーランストラブル110番
0120-532-110

建設業法違反に関する通報
→駆け込みホットライン
0570-018-241

※一人親方リーフレット(働き方の自己診断チェックリストは2ページ目)
<https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/content/001618573.pdf>

※チェックリストの運用方法はこちらをご確認下さい
<https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/content/001473661.pdf>

令和6・7年度の申合せのフォローアップ

一、規制逃れを目的とした一人親方化の防止対策

【一人親方の実態把握・業界への情報共有】

- ・一人親方の実態把握に向けた調査を継続的に行い、協議会や一人親方に関する説明会等の機会も活用し、業界への情報提供を行う。

【チェックリストの活用による規制逃れの防止・是正】

- ・働き方自己診断チェックリストの活用率を現行の約2割から約5割まで高めることを目指し、建設業団体を通じた周知に加え、CCUSに登録する一人親方本人に対して直接メールでの周知を行う。
- ・保険未加入の従業員等が確認された企業のうち、現場入場を認めない取り扱いをしている企業が約3割であることから、現場入場の取扱いについて周知徹底を図る。

【適正な一人親方が否かの判断をしやすくするための検討】

- ・自身の働き方が適正な一人親方に該当するかどうかの判断をしやすくするため、「適正でない一人親方」の目安の策定に向けた検討を行う。（下記参照）

二、一人親方と建設企業の取引環境の適正化

【一人親方と建設企業の適正取引等の推進】

- ・一人親方が、改正建設業法に基づき価格交渉を行い、必要経費等が含まれた適正な報酬を受け取れるよう、改正法の周知に加え、書面による見積書・請負契約の徹底に取り組む。（下記参照）

【一人親方化に伴う得失を踏まえた慎重判断の徹底】

- ・技能者が一人親方になるかを慎重に判断することができるよう、一人親方になった場合のメリット・デメリットを示したリーフレットの周知・活用促進を行う。

【事業者による雇用維持や社員化に必要な法定福利費の支払徹底】

- ・法定福利費を内訳明示した見積書の提出率を現在よりも30%引き上げることを目指して、標準見積書や国土交通省が作成した見積書の「様式例」の周知・活用促進を図る。

【平準化の徹底】

- ・建設工事の繁閑に伴って技能者の稼働率低下が事業者の負担増とならないよう、引き続き国・地方公共団体に対して平準化の取組を推進するよう要請を行う。

書面による見積書・請負契約の徹底

- ・工事を請け負う際に、一人親方の約6割が見積書を提出しておらず、約4割が書面契約を行っていない。
 - ・改正建設業法に基づく「材料費等記載見積書」の作成や、フリーランス法に基づく契約条件明示の義務化について、一人親方の約半数が「知らない」と回答。
- ⇒一人親方が、改正建設業法に基づき価格交渉を行い、法定福利費等の必要経費が含まれた適正な報酬を受け取れるよう、材料費等記載見積書の作成や、フリーランス法に基づく契約条件明示の義務化について、説明会等で周知を行い、**書面による見積書・請負契約の徹底を図る。**

「適正でない一人親方」の目安の策定に向けた検討

- ・働き方自己診断チェックリストの活用による事務負担の軽減、技能者の処遇改善及び技能向上の観点から、経験年数が一定未満（あるいは建設キャリアアップシステムのレベルが一定未満）の技能者が一人親方として扱われている場合など、「**適正でない一人親方**」の目安の策定に向けた検討を行う。
- ・適正でない一人親方の目安に基づいて、規制逃れを目的とした一人親方化の防止・是正に取り組む。

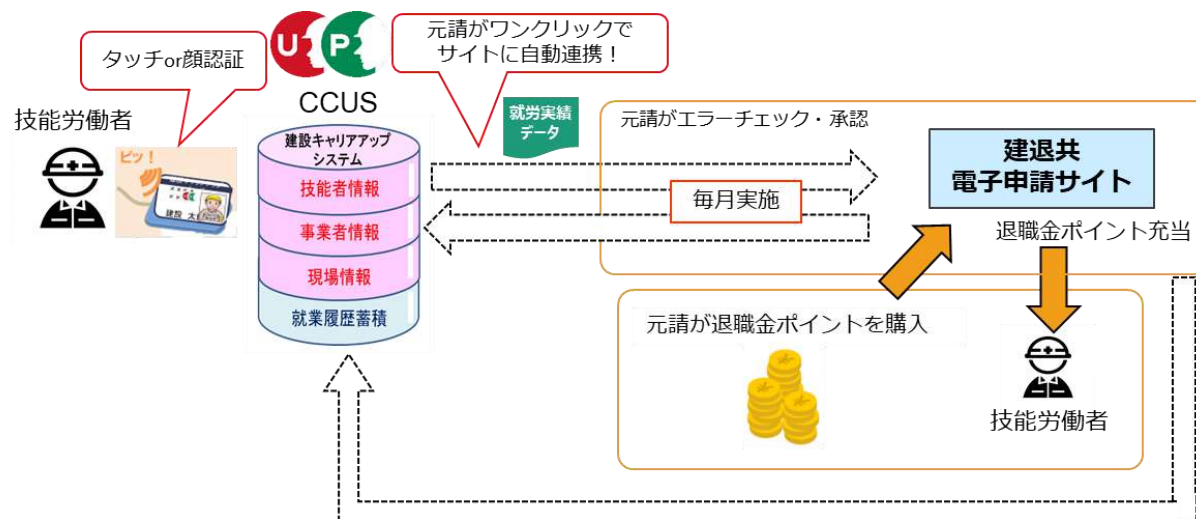
実態が雇用労働者であるにもかかわらず、一人親方として仕事をさせていることが疑われる例

- ①10代の一人親方
- ②経験年数3年未満の一人親方
- ③働き方自己診断チェックリストで確認した結果、雇用労働者に当てはまる働き方をしているもの

6.建退共制度及び電子ポイント方式の普及に向けた取組

令和 8 年度建設キャリアアップシステム処遇改善推進協議会
(令和 8 年 6 月 2 5 日) 資料

CCUS連携の更なる利便性向上へ



CCUSと共同で改善案を検討

課題	改善案	対応予定時期
連携時のエラーや警告が多い	建退共未加入者や脱退済の技能者情報を連携させないことで警告エラーの99%削減を目指す	2026年度上半期
ccusと建退共で技能者情報が相違	建退共加入手続きの際、ccus事業者ID・技能者IDの入力欄を新設することで、建退共側のデータ整理を徹底	2027年度
一人親方が加入する任意組合の取込エラー	エラーを回避する対応策を検討	

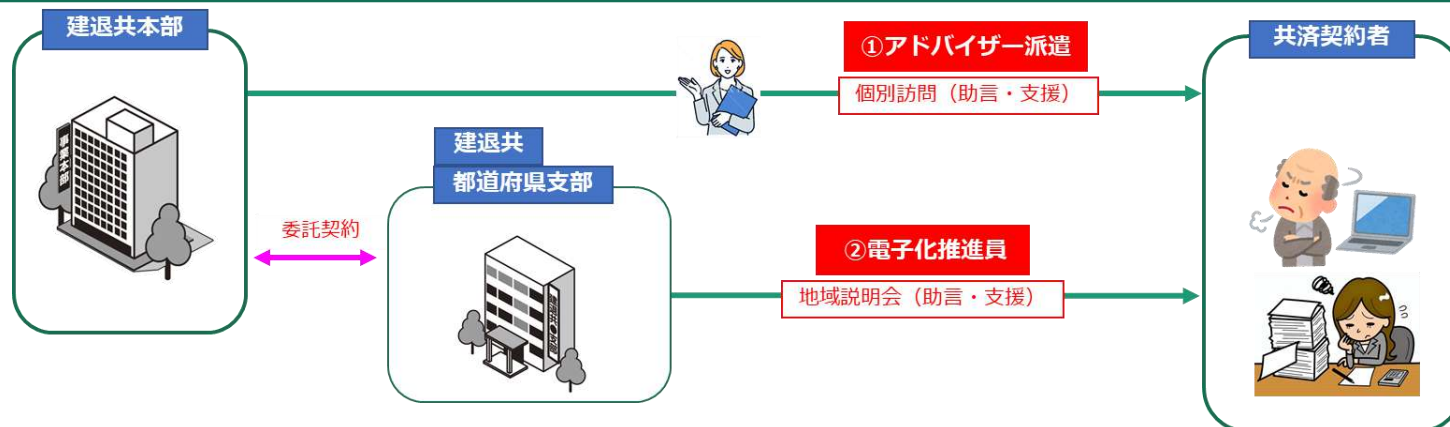
電子化推進アドバイザー及び電子化普及推進員の募集を開始

電子化推進アドバイザー

- ・電子ポイント方式導入済の企業等の担当者が対象
- ・電子ポイント方式未導入の企業に対し、電子化に関する助言、提言、システム操作支援を実施

電子化普及推進員

- ・建退共各都道府県支部が対象
- ・地域説明会等を開催し、電子化の広報、操作支援等の講義、電子化に関する相談対応等を実施



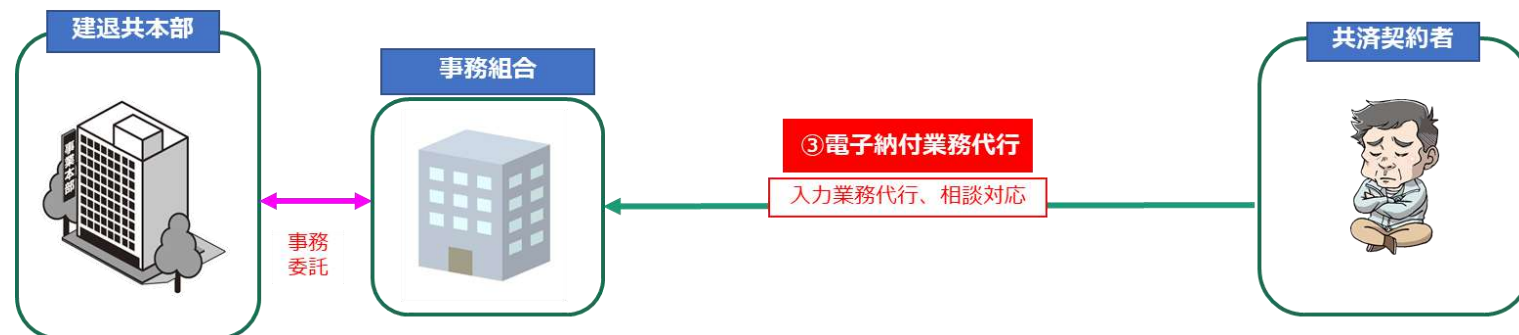
アドバイザー及び普及推進員の派遣事業に係るスケジュール

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
周知・推薦依頼	募集	→		アドバイザー・普及推進員決定	→	HP等で周知・派遣事業開始

電子納付代行業務として、事務組合へ協力を要請

事務組合

- ・ 建退共の事務手続きを代行している事務組合に、電子化促進の協力依頼文書を送付



コールセンターの機能拡充を検討

電子申請専用サイトコールセンター

- ・ 電子申請専用サイトの操作方法等に関する問い合わせ先としてコールセンターを設置しているが、さらなる電子ポイント方式の普及に向け、ユーザの立場に立ったサポート体制の強化を検討

7. 最近の建設業行政の動向（中東情勢、持続的な成長産業としての建設業のあり方に関する検討）

中東情勢の変化を踏まえた建設工事の円滑な施工のための対応

✓ 建設工事の請負契約にあたっては、**改正建設業法の規定を遵守し、活用しましょう。**

- ・「通常必要と認められる材料費等の額を著しく下回る見積り」等の禁止、「通常必要と認められる原価に満たない額による請負契約」締結の禁止、契約書に「契約の変更方法」を明記
- ・資材価格の高騰など「おそれ情報」を事前に注文者に通知し、契約変更協議を円滑に行う制度の活用

■ 建設業法改正事項（価格転嫁関係）

契約前のルール

- 資材高騰に伴う**請負代金**等の「**変更方法**」を**契約書の法定記載事項**として明確化
- 受注者は、**資材高騰**の「**おそれ情報**」を注文者に**通知する義務**



注文者

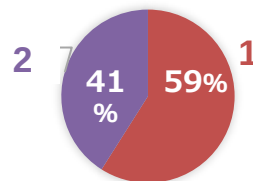


「資材高騰のおそれあり」



受注者

契約変更条項



(出典)国土交通省「適正な工期設定等による働き方改革の推進に関する調査」(令和4年度)

契約書(イメージ)

第〇条 請負代金の**変更方法**

- ・ 材料価格に著しい変動を生じたときは、受注者は、請負代金額の**変更を請求できる**。
- ・ 変更額は、**協議して定める**。協議に当たっては、**工事に係る価格等の変動の内容その他の事情等を考慮する**。

資材高騰等が顕在化したとき

契約後のルール

- 契約前の通知をした**受注者は**、注文者に請負代金等の**変更を協議できる**。

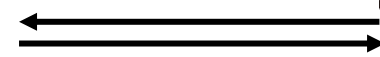
➡ 注文者は、**誠実に協議**に応ずる**努力義務**※

※ 公共発注者は、協議に応ずる**義務**



注文者

「変更方法」に従って
請負代金**変更の協議**



誠実な協議に努力



受注者

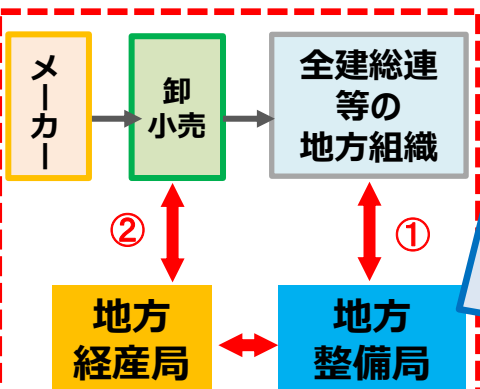
資材高騰分の転嫁協議が円滑化、労務費へのしわ寄せ防止

※おそれ情報が通知されていない場合でも、契約書の規定に基づき、誠実に変更協議に応じることが求められる旨を「**法令遵守ガイドライン**」に明記し、指導。

建設・住宅資材における地方支分部局連携による目詰まり改善の取組状況

中東情勢に関する関係閣僚会議(第10回)(令和8年6月11日)国土交通省資料

- 地方毎に全建総連の一部地方組織に先行的にヒアリング(5月26日～6月8日。本省・地方整備局で東京都連、愛知県連、高知県連、鳥取県連、北海道連、福島県連、兵庫県連、石川県連、熊本県連、沖縄県連に個別にヒアリング)
- 全地方整備局等において、関係団体を通じて一人親方・工務店・中小建設会社等に対してアンケートを実施中。この結果をもとに詳細なヒアリングを行い、目詰まりの改善につなげる。



プッシュ型の情報収集・提供

- ① 一人親方から調達実態の把握、建材設備の供給状況等の情報提供
 - ② 建材設備の供給状況の把握・情報提供
- ⇒ 本省(国交省・経産省)における供給状況の把握、目詰まりの特定・解消への活用

＜現時点での先行的に実施した個別ヒアリング概要＞

■ 建材・設備の調達状況

- 通常時に比べて調達が難しいとの声が上がっている建材・設備は、主に、ユニットバス、屋根防水下地材、塩ビ管、断熱材、接着剤、シンナー等。
- 調達状況は地域や事業者によって異なり、調達が難しいものであっても、数量に制限はあるが調達できている例、納期は通常よりも長いが調達できている例、必要な時期と数量を具体的に示せば入荷できる例がある。

■ 工事への影響

- 建材・設備を何とか確保して工事を進めているとの声がある一方で、一部に工期の遅れが生じているとの声がある。
- 一部建材について納期が示されないことや今後の値上げの可能性により、新たな着工や工事の受注に躊躇しているとの声がある。

＜国からの情報提供＞

- 屋根防水下地材メーカーが公表した新規受注再開見通し
- ユニットバスメーカーが公表した通常通りの注文受付及び標準納期での対応の再開
- 業界団体が公表した断熱材、塩ビ管、塗料・シンナーの出荷見通し
- 経済産業省が公表したトルエン等の増産と塗料・シンナーの供給拡大に向けた取組
- 建築主との早期の協議の働きかけ、建設業法に基づく協議の仕組み など

さらに詳細に情報収集を行い、地方経産局に情報共有し、供給の偏り・流通の目詰まりの改善につなげる

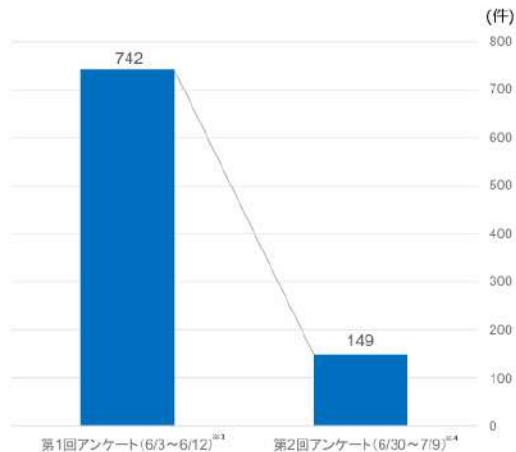
建設・住宅資材の供給状況に関する一人親方・工務店等へのアンケート結果等

- 一人親方や工務店等向けに実施した第2回アンケート（6/30～7/9）では、**一部資材の必要量を確保できておらず、かつ、工事に大きな影響を生じている**との回答件数は第1回アンケート（6/3～6/12）の**742件**から**149件**と**減少傾向**
- 一方、**一部資材について確保に苦労されている**との声もあることから、引き続き、一人親方・工務店等に対し**供給の偏りや目詰まりの解消等に向けた取組を実施**。

■ アンケートによる状況把握

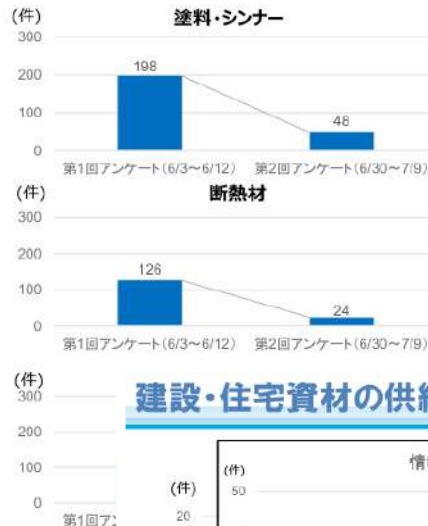
対象：251団体（加入企業数・構成員数：約26,000社※1、約59万人※2）

「一部資材の必要量が確保できない、かつ、工事の影響が大きい」との回答件数の推移



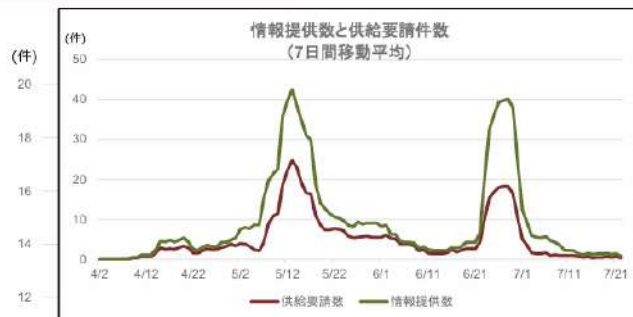
※1 全建総連を除く団体の会員数 ※2 全建総連の構成員数

＜資材別の内訳＞



建設・住宅資材の供給要請件数※1(7日間移動平均※2)

国土交通省



※1 国土交通省の燃料油や石油製品等の供給に関する相談窓口(4/2～)及び住宅分野の情報提供窓口(5/1～)への情報提供数を集計(シンナーの直接販売の取組を含む)

供給要請件数は、情報提供数のうち、具体的な物資について目詰まりの解消を求めるものの件数(内容精査を含む)

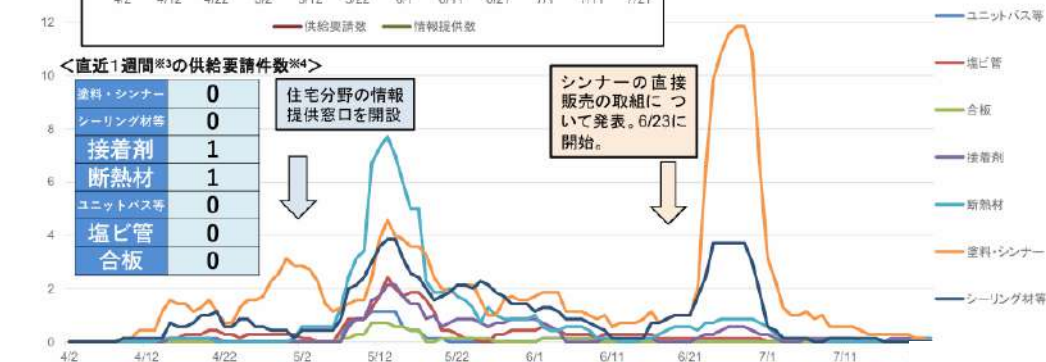


＜直近1週間※3の供給要請件数※4＞

塗料・シンナー	0
シーリング材等	0
接着剤	1
断熱材	1
ユニットバス等	0
塩ビ管	0
合板	0

住宅分野の情報提供窓口を開設

シンナーの直接販売の取組について発表。6/23に開始。



※2:過去7日間の件数の平均値でグラフを作成

※3:7/16-7/22

※4:本件数は、相談内容の記載を製品別で分類する等し、整理したもの。実際の相談内容とは一部ズレが生じる可能性がある。

- 国土交通省ホームページに、中東情勢関連対策ワンストップポータルを開設（4月2日）
- 燃料油や石油製品等の供給に関する各分野の相談窓口を開設

[ホーム](#)
[国土交通省について](#)
[報道・広報](#)
[政策・法令・予算](#)
[オープンデータ・統計](#)
[お問い合わせ・申請](#)

中東情勢関連対策ワンストップポータル

[ホーム](#) > 中東情勢関連対策ワンストップポータル

中東情勢関連対策ワンストップポータル



新着・注目情報

- 2026/3/31 [金子大臣が中東情勢に関する関係閣僚会議（第2回）に出席しました](#)

○相談窓口 建設業・住宅産業

建設 （工事契約、建設資材の需給・価格関係）	国土交通本省	hqt-kensetsugyouka★ki.mlit.go.jp
	不動産・建設経済局建設業課	
住宅 （新築・リフォーム等）	国土交通本省住宅局住宅生産課	hqt-jutakuseisan★gxb.mlit.go.jp
	北海道開発局事業振興部 都市住宅課	hkd-ky-toshi-juutaku★ki.mlit.go.jp
	東北地方整備局建設部 都市・住宅整備課	thr-toshijutaku★mlit.go.jp
	関東地方整備局建設部 住宅整備課	ktr-jyutakugijyutsu★nyb.mlit.go.jp
	北陸地方整備局建設部 都市・住宅整備課	hrr-hokuriku_jyutaku★nyb.mlit.go.jp
	中部地方整備局建設部 住宅整備課	cbr-jyutaku★mlit.go.jp
	近畿地方整備局建設部 住宅整備課	kkrr-jyutaku★mlit.go.jp
	中国地方整備局建設部 都市・住宅整備課	jutakuchisei★cgr.mlit.go.jp
	四国地方整備局建設部 都市・住宅整備課	skr-zyutaku88★ki.mlit.go.jp
	九州地方整備局建設部 住宅整備課	qsr-juutakuseibi★ki.mlit.go.jp
	沖縄総合事務局開発建設部 建設産業・地方整備課	kenchika.kyoyu.f3h★ogb.cao.go.jp

今後の建設業政策の在り方に関する勉強会とりまとめ



※詳しくはこちら。

1. はじめに

- 生産年齢人口の減少が、日本全体の総人口の減少を上回るペースで急速に進むことが確実である中、建設業は、災害の激甚化・頻発化、資機材価格等の高騰、AI・デジタル技術の発展、スタートアップの興隆などの環境変化に的確に対応していく必要
- 「建設業が産業として重大な岐路に立っている」という認識を全ての関係者が共有し、持続的な発展に向けた思い切った取組が求められる

2. 建設業の特性と残された課題

「第三次担い手3法」施行を経て、なお建設業に残された構造的課題について整理

(1) 産業構造

- ・業務量の繁閑差の存在
⇒経営の安定性を損なうおそれ
- ・重層下請構造
⇒品質管理の低下、中間マージンの発生
- ・中小、零細企業が圧倒的に多い業界構造
⇒DX投資の遅れ、人材育成が困難

(2) 契約慣行

- ・請負契約におけるコスト等の不透明性
⇒関係者間での対等な立場でのコミュニケーションや労務費の行き渡りを阻害
- ・口頭契約の慣行が根強い
⇒施工時におけるトラブルの要因、適切な契約変更の支障

(3) 働き方

- ・日給制の慣行や不十分な退職金制度
⇒建設業の魅力を損ない入職をためらう要因
- ・天候や現場条件等の影響を受ける勤務環境
⇒女性の登用や週休2日工事の拡大等を阻害
- ・働き方に関する建設業特有の規制等の存在
⇒柔軟な人材配置を制約

3. 建設業の目指すべき方向性

(1) 取組に当たっての基本的な視点

視点Ⅰ 「信頼」の確保

建設業界で働く人材はもとより、発注者をはじめとするサプライチェーンにおける取引の相手方、将来の担い手である学生等とその保護者、教育機関等の関係者、ひいては地域社会を含め、幅広く国民・社会に「信頼」される産業であることが重要

視点Ⅱ 生産システムの「高度化・効率化」

建設工事の施工に関する取組(施工自動化等)のみならず、個社の企業経営(人材確保・育成、DX投資、多様な働き方の導入等)や、業界の構造・慣習についても、不断の見直しに取り組み、生産システム全体の高度化・効率化を進めることが重要

(2) 目指すべき産業の姿

① 「人を大事にする」産業

⇒労働市場から信頼され、評価され、選ばれる産業へ

② 真に「経営力」のある産業

⇒取引先等ステークホルダーから信頼される産業へ

③ 「未来に続く」産業

⇒成長産業として発展を続ける建設業へ

(3)必要な政策の方向性

※主要なものを抜粋

①「人を大事にする」産業

- 更なる処遇改善
 - ・労務費の確保・行き渡りの徹底
 - ・月給制への転換
 - ・建設業退職金共済制度の充実(複数掛金制度導入、電子ポイントの活用促進等)
 - ・CCUSの活用の徹底
- 働き方等の見直し
 - ・変形労働時間制度等の徹底的な活用
 - ・より柔軟な働き方や労働力の融通について関係者間での検討の加速
- 人材育成の取組強化
 - ・業界全体で人材育成をサポートする体制整備
 - ・AI時代も見据えたリスキリング等の充実
- 技術者制度について「現場単位での最適化」等の観点からの見直し
- 外国人材の適正な受入れ、地域との共生

②:真に「経営力」のある産業

- 地域建設業の経営力等の強化
 - ・経営力強化に資する情報の経営者への発信
 - ・各社の経営力向上の取組に対する業界団体のサポート強化
 - ・第三次担い手3法の徹底。公共事業予算の安定確保。民間資金を含む柔軟な資金調達
- 規模のメリット(企業統合、ホールディングス化等)
 - ・企業統合等に支障となる制度等の見直し
 - ・事業承継へのサポート強化(関係機関と連携したマッチング支援等)
- 民間工事も含めた業界全体での生産性向上
 - ・AI・デジタル技術の積極活用、技術開発・投資の促進
 - ・書類事務の簡素・効率化、システム連携等
- 海外への事業展開に取り組む中小事業者等への支援

③:「未来に続く」産業

- 重層下請構造の改善
 - ・産業政策として取り得る選択肢の検討
- 業界慣行の不断の見直し
- 女性や若者等への情報発信・イメージ改善
 - ・DX等により働きやすくなった建設業の実態や魅力、やりがいなどの発信を強化
- 災害時・物価上昇時等におけるコストプラスフィー契約の導入の検討
- 公共発注のあり方の検討
- 民間工事に関する発受注者間のコミュニケーションの充実

【企業評価について】

- 経営事項審査などのあり方の検討
 - ・新たに評価すべき項目の検討(例:成長性、処遇改善の取組、経営に関して必要な能力)
 - ・評価制度の活用方策の検討(例:民間発注工事における活用、専門工事企業の評価のあり方)

4. おわりに

- ・成長産業として、あらゆる人材が将来に希望を見出せる建設業の実現に向け、関係者が一体となり、今後の建設業のあるべき姿や具体的な建設業政策について検討を行う場を立ち上げるべき

■ 建設キャリアアップシステム処遇改善推進協議会

●令和8年度協議会の資料等は、こちらの国土交通省HPからご確認ください。

[議事次第](#)



[資料](#)



[参考資料](#)



■ 建設キャリアアップシステム

●制度概要、利用方法、説明会・サポート、最新情報等は、こちらのサイトから。



建設キャリアアップシステム メリットに繋がる適正運用にフォーカスした 普及促進活動の展開について

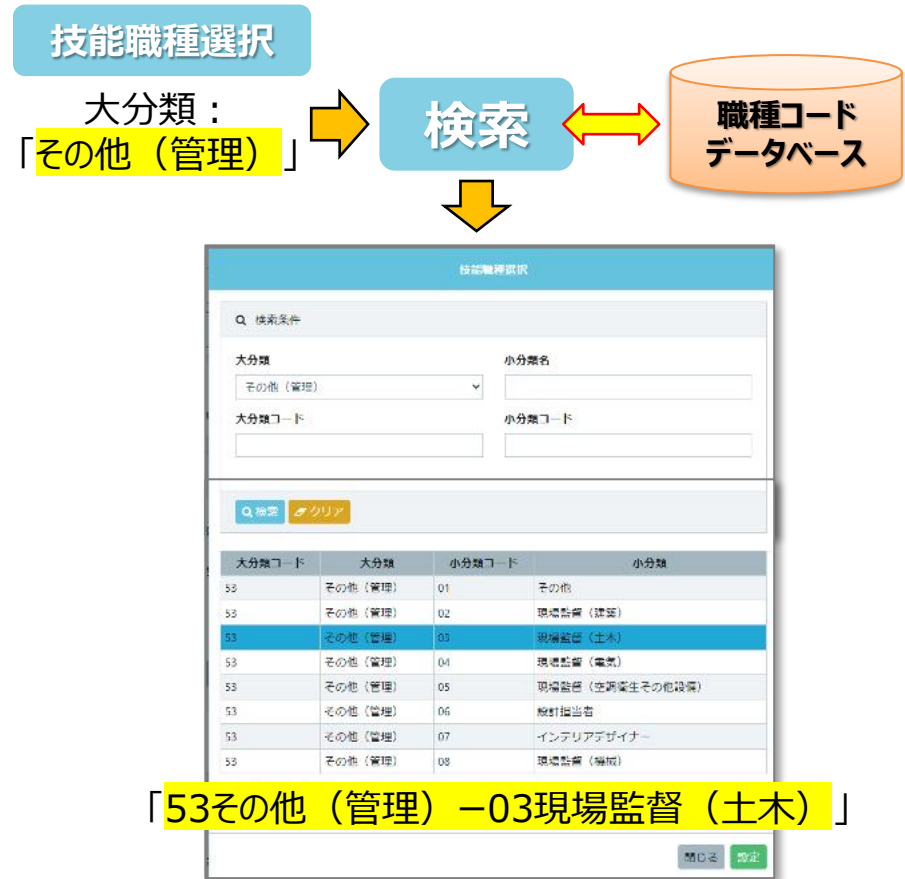
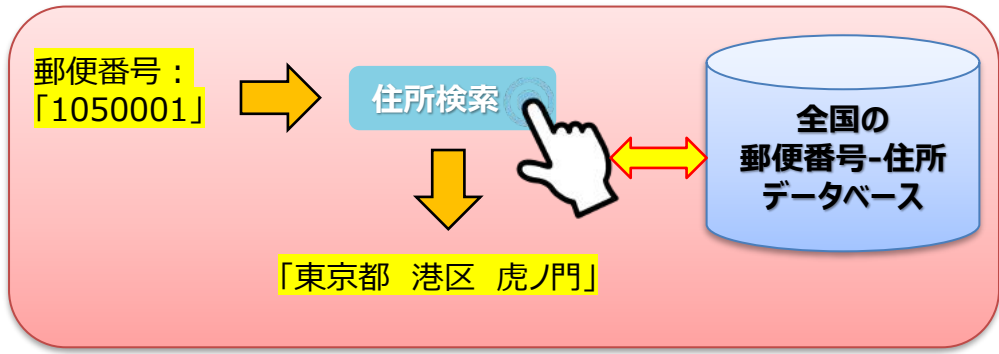


1. デジタル化によるメリットとメリットに繋がる適正な運用とは
2. 適正な運用を評価する実施要領
3. 適正な運用を普及する取組み
4. 公共発注者の取組み状況とサポートスキーム
5. 基金のサポート体制と普及展開案



1-1.CCUSはデジタル世界・デジタル化のメリットとは

- 入力の際、テキストや数字を入力することなく、既存のDBにデータセットを検索して取り込むことで、入力手間、間違いを減らす

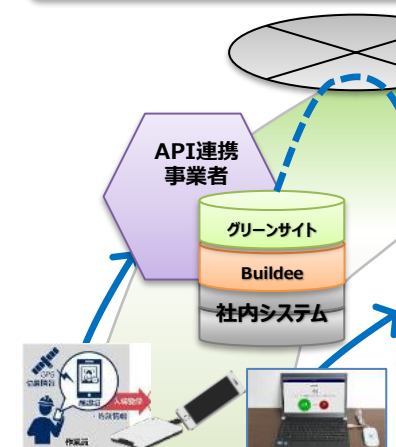


技能者のメリット

「建キャリア」で履歴等を確認出来る

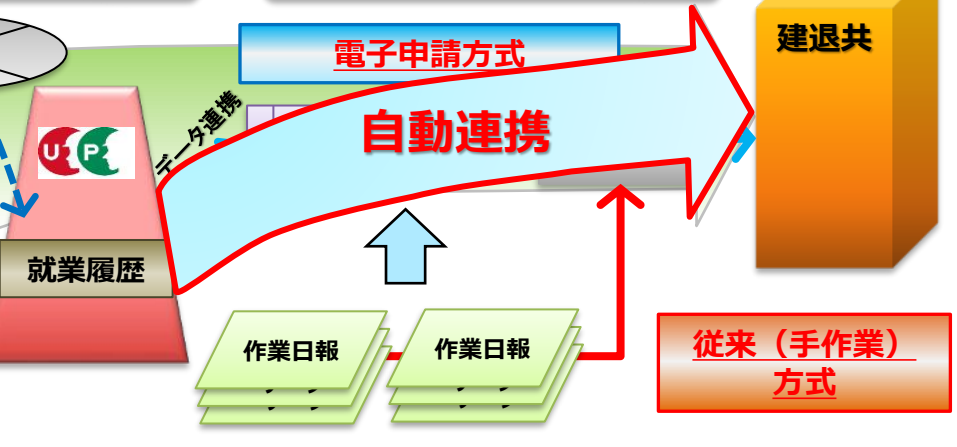


API連携による施工管理効率化



事業者のメリット

建退共の手続きが効率化

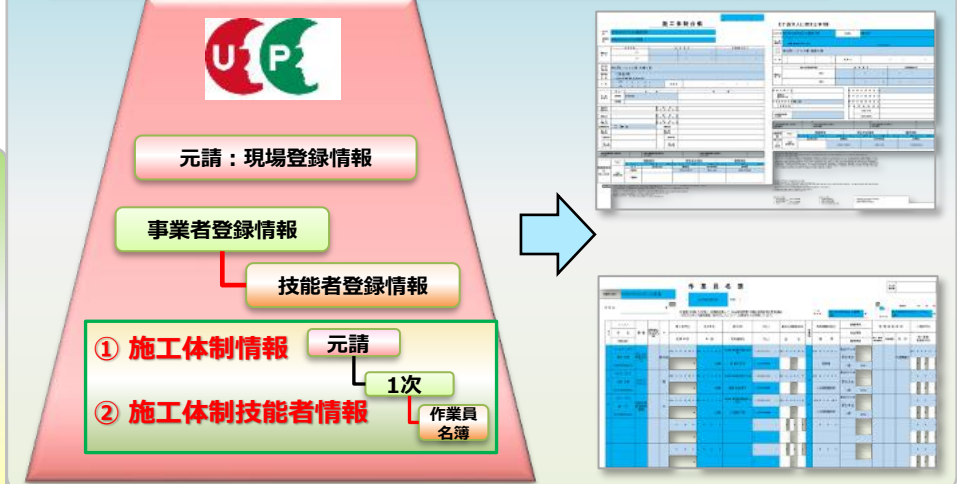


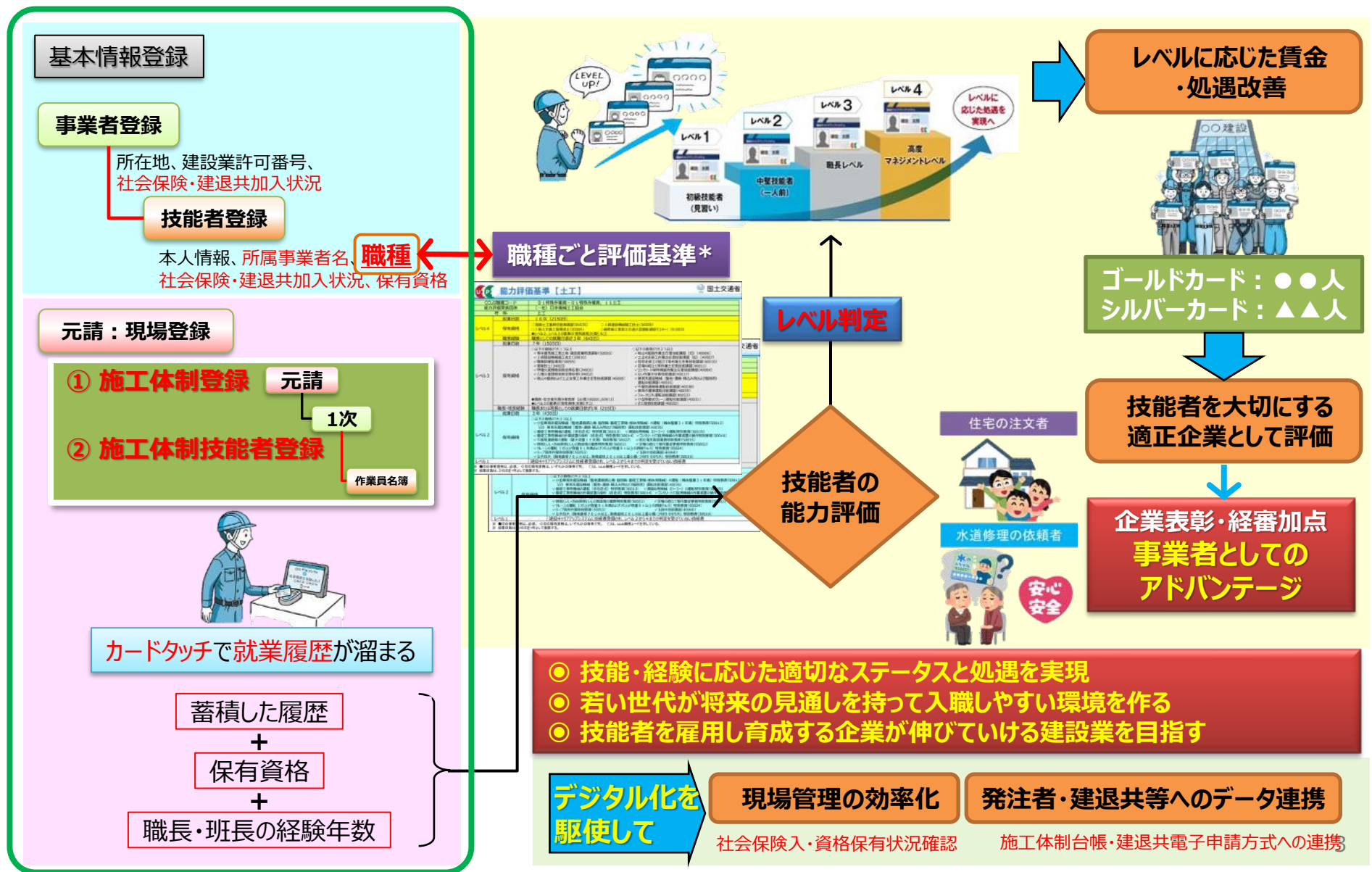
今後 各種証明書の携帯が不要になる

・CCUSへの資格証登録と
安全衛生資格等の資格証の携行
義務を一体化
(マイナポータルとの連携)



作業員名簿・安全書類がCCUSから出せる





建設キャリアアップシステム

1234 5678 9012 34 - 01

建設 未来

初期登録年 2019年
有効期限 2025年 4月 1日
生年月 1989年 4月生

U t P



●能力評価や建退共電子申請に連携させるためには、
「**所属事業者・職種・立場**」といった情報を
「**施工体制登録・施工体制技能者登録**」で登録して付加する必要がある。

た

登

た

CCUS

事業者情報

技能者情報

建設業許可番号
社会保険加入
建退共加入

本人情報
社会保険加入
建退共加入
職種・保有資格

① 施工体制登録情報

② 施工体制技能者登録情報

元請

1次

作業員名簿

職種
立場
保有資格
作業内容

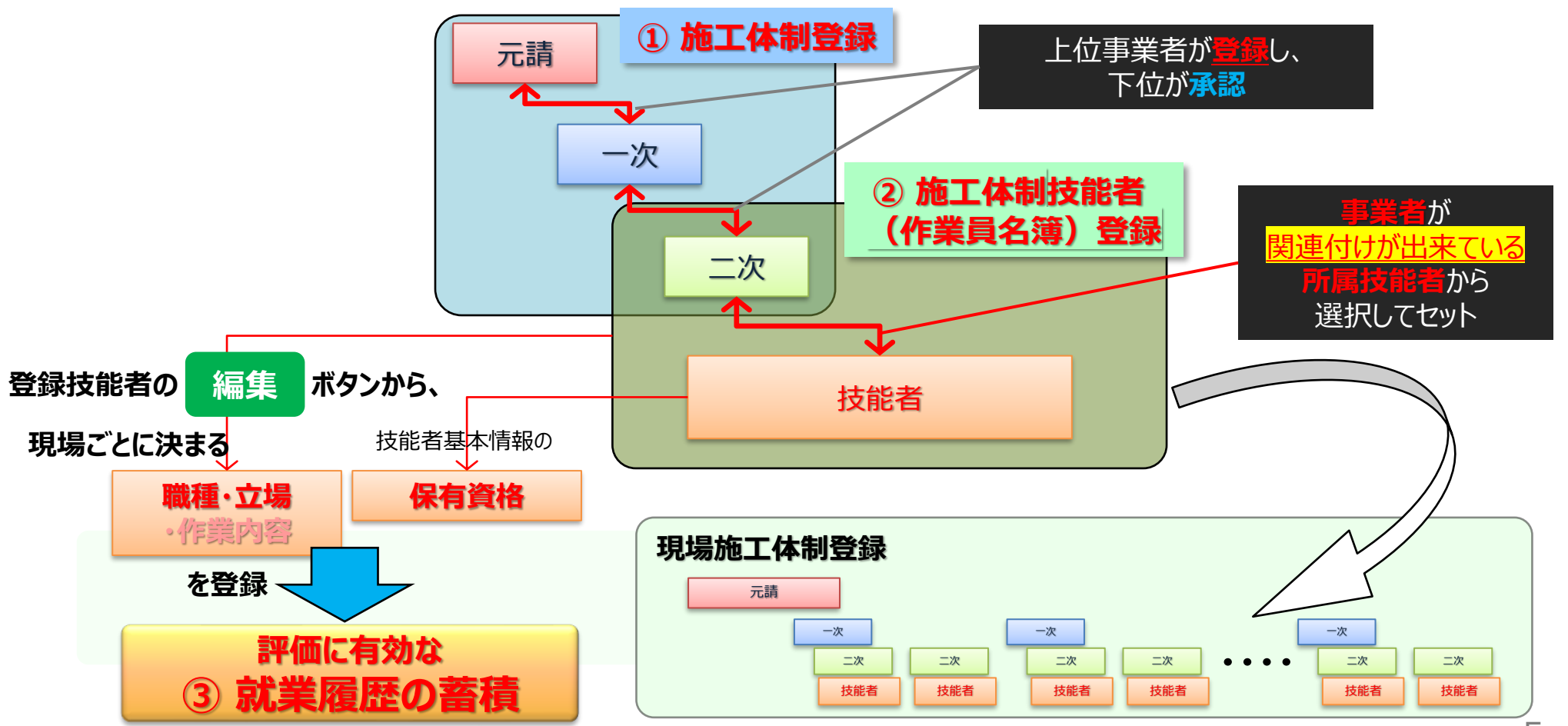
現場・契約情報

就業履歴

就労日数
(入退場時間)

職種,立場、...

- メリットに繋がるのに必要な情報は、
 - ① 施工体制登録
 - ② 施工体制技能者（作業員名簿）登録 の中で設定される



- **就業履歴月別カレンダーで確認しよう**

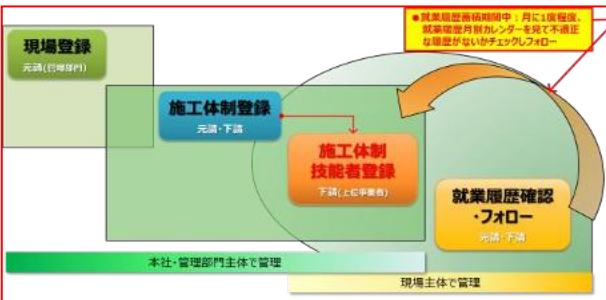
所属事業者ID・事業者名が表示されない

職種・立場が表示されない

原因

1. 技能者基本情報登録時：所属事業者との関連付けが無い
2. 施工体制(技能者)登録時：施工体制技能者登録が無い・不完全

- 月に1度で良いので就業履歴：職種欄を確認することで適正な運用が維持できる
- 毎月の災防協に合わせて確認することでルーティーン化が図れる



1. 毎月開催する災害防止協議会(安衛法第30条)前に、当該月（もしくは前月）の就業履歴月別カレンダーを確認する
2. 右上「デフォルト」を「就業内容・職種」としてソート
3. 職種が表示されない技能者が上部に表示される
4. 当該技能者の所属を確認し
5. 災害防止協議会で当該事業者に対して指導

就業内容職種

デフォルト

所属事業者ID

所属事業者名

技能者の所属事業者と異なる場合

元請事業者ID

元請事業者名

現場ID

現場名

工事区分

就業内容職種

就業内容立場

所属事業者ID・事業者名が表示されない

事業者ID	事業者名	法人・個人区分	技能者の所属事業者と異なる場合	加入状況	加入状況	技能者ID	職種	立場
-	-	-	○	無	無	-	4(金)	-
-	-	-	-	-	-	-	3(金)	-
-	-	-	○	無	無	-	1(白)	-
-	-	-	-	-	-	-	2(青)	-
-	-	-	-	-	-	-	4(金)	-
-	-	-	-	-	-	-	1(白)	-
-	-	-	-	-	-	-	1(白)	-

技能者名は表示されているので、現場管理者にて所属事業者を確認する

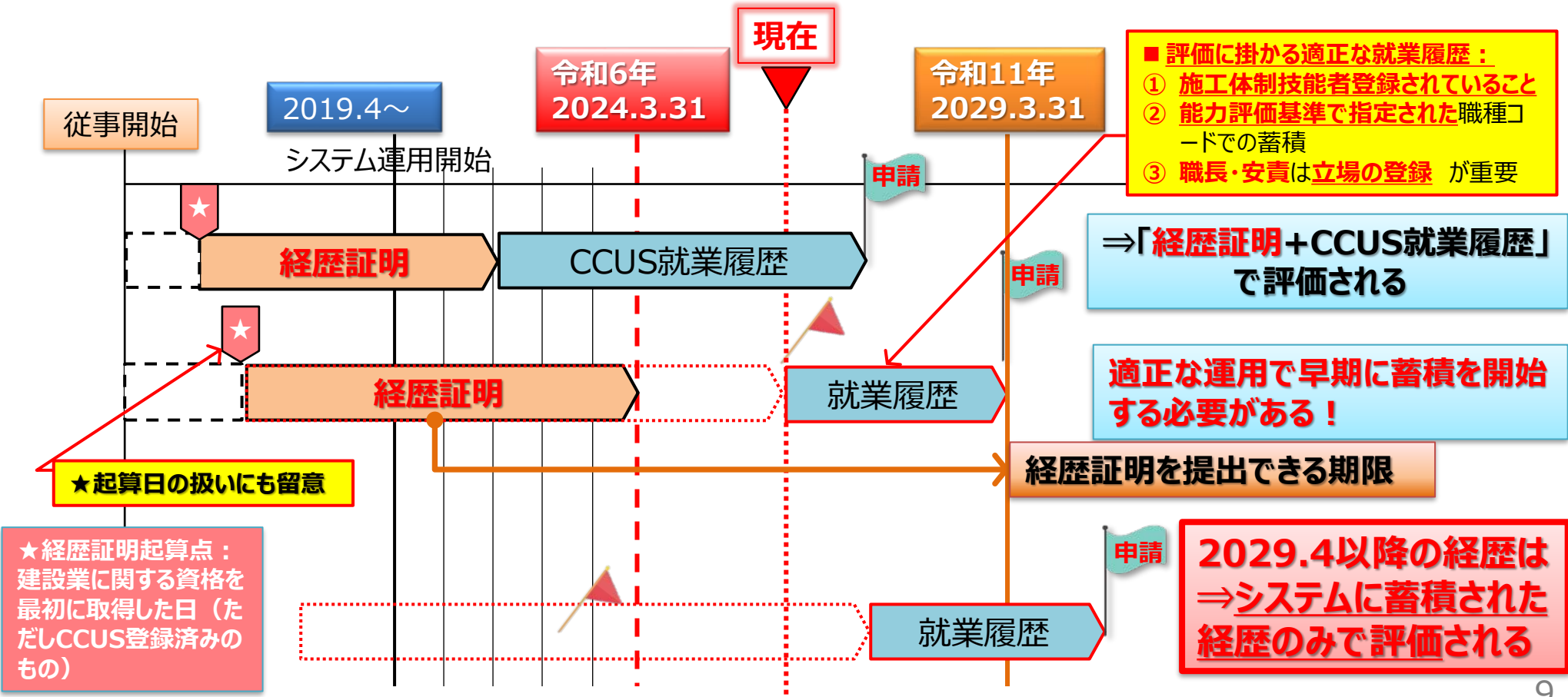
職種・立場が表示されない

当該技能者の所属事業者に対して施工体制技能者登録状況を確認し、不備があれば是正するよう指導

⚠ API連携システムを使用している場合、所属事業者名が表示されていても、職種立場が表示されない場合があるので注意

➡ 当該事業者が施工体制技能者登録をすれば「当月分+前月分」の就業履歴が補正される

- 「**経歴証明**」はシステム利用前の経歴を所属事業者が証明するもの
- ♪カードタッチ開始以前の経歴・職長経験年数は、**経歴証明**で評価される
- ただし**経歴証明**で証明できるのは**令和6年3月31日**までの経歴
- 2025/4/1以降は**システムに蓄積された就業履歴**で判断⇒**評価に掛かる就業履歴**となっているか？
- ◆**経歴証明の提出自体は令和11年3月末まで延長されたが。。**



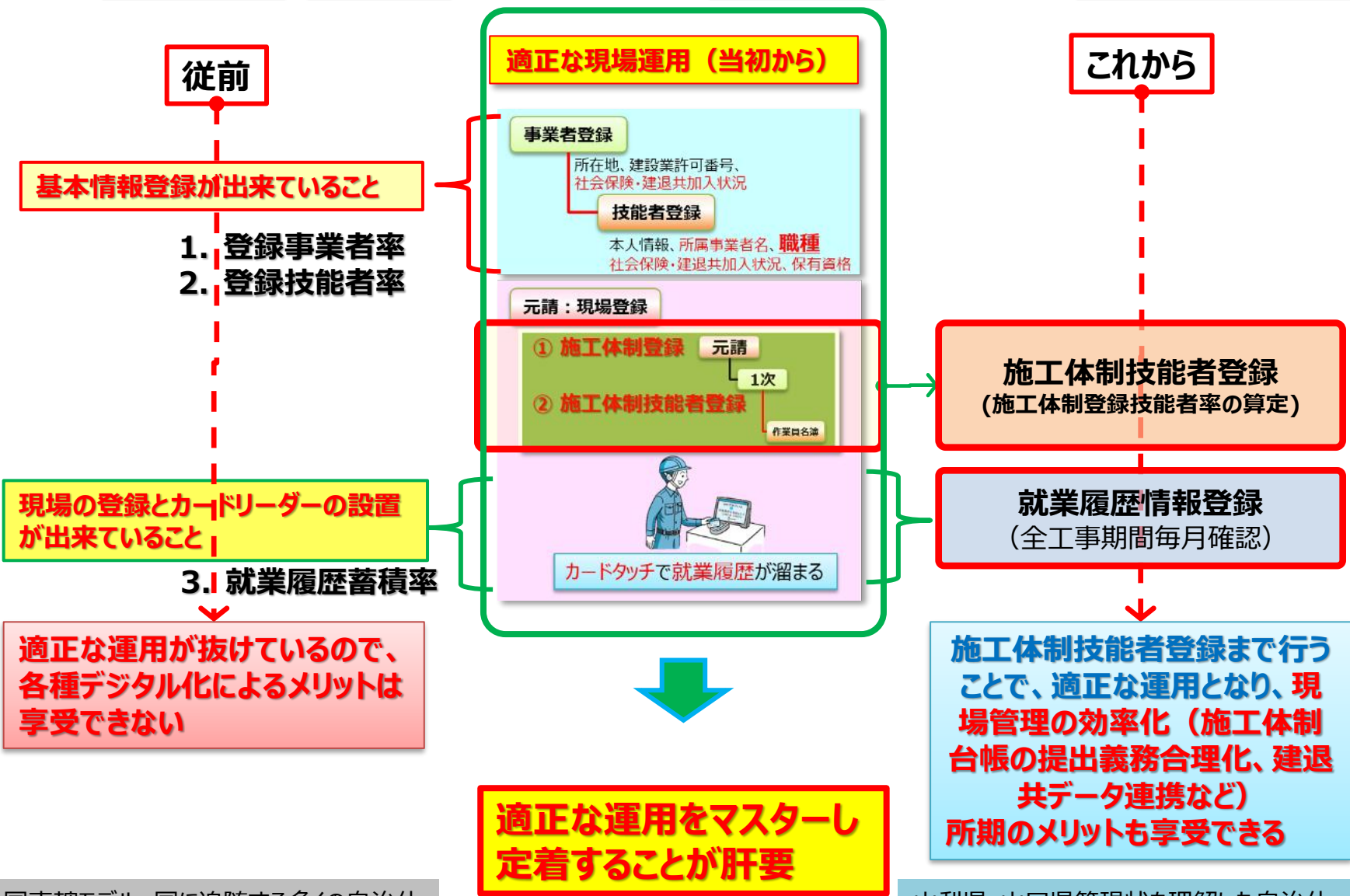
2. 適正運用を評価する実施要領

2-1.モデル工事実施要領の方向性

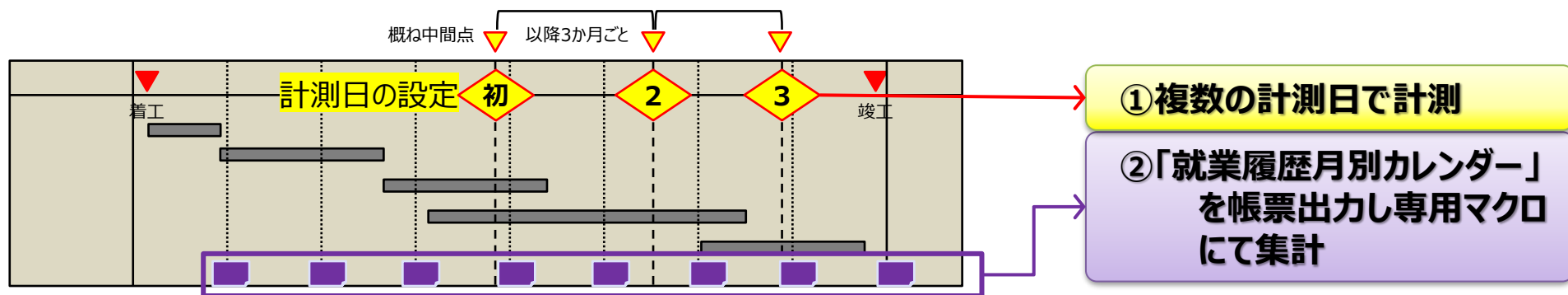
2-2.提案する実施要領

参考：有効就業履歴率算定ツール

● 当初は基本情報登録とカードタッチから始めましょう → メリットを享受するには本来の適正な現場運用が必要



- ① 現場入場者のうちどれだけカードタッチしているかを見る：「就業履歴蓄積率」(計測日あと決め完結方式)
- ② 適正な運用度合いを確認する：「有効就業履歴率」= 全就業履歴のうち、評価に掛かる有効な就業履歴の割合



A : 全現場入場者

CCUS登録技能者

B: カードタッチして入場した技能者

C: 施工体制技能者登録された技能者

① 就業履歴蓄積率 = B/A

② 「有効就業履歴率」= ΣC による履歴数 / ΣB による履歴数

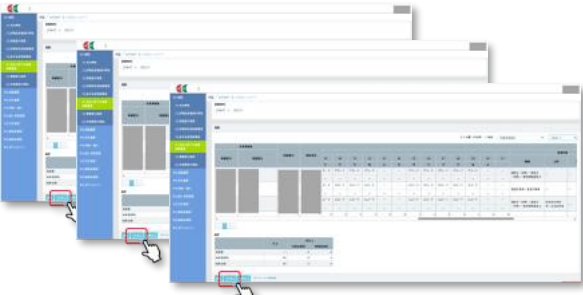
概要：有効就業履歴と算定ツールとは？

- **有効就業履歴**とは、就業履歴のうち、**所属事業者欄・職種欄が表示されていて、デジタル化のメリットに繋がる就業履歴**のこと。
- 基金では、現場のCCUSが適正な運用となっているかどうかについて、運用の結果である就業履歴月別カレンダーを、毎月開催する災害防止協議会等の月次で確認し、不完全な履歴がある場合は、当該下請を指導して是正させる運用を推奨している。
- 当該現場の「**全就業履歴数**」に対する「**有効就業履歴数**」の割合を「**有効就業履歴率**」とし、こうした運用の適正度合いを簡便に算定できるよう、「有効就業履歴率算定ツール」を開発した。（3/下旬リリース）
- 竣工時に各月の就業履歴月別カレンダーを再度確認し、画面左下のcsv出力ボタンからデータ出力して、この算定ツールに取込めば簡便に「**全履歴数**」、「**有効履歴数**」と「**有効就業履歴率**」が算定できる。

「就業履歴月別カレンダー」をCSV出力

算定ツールへ取込み

有効就業履歴率算定表が算出される



就業履歴月別カレンダー.csvファイル（施工期間各月分）



算定ツール



有効就業履歴率算定表



3. 適正な運用を普及する取組み

3-1.簡易マニュアル展開・適正運用を評価する要領へ改訂

3-2.山口県主催セミナー事後アンケート結果

3-3.公共発注者の取組み状況

● 北海道開発局では、簡易マニュアルを整備し全道に周知

⑥-1 施工体制技能者登録をします 620_施工体制登録 → 20_技能者登録
現場に入る人を設定します（ここで主任技術者・職長・班長などの設定をします）

元語の場合
「自社に登録した現場」にして「検索」を押すと検索結果に入力した現場情報が出てくるのでクリックし青くしてから「設定」を押します

1次業者以降は
ここを
「自社が施工体制に登録されている現場」にチェックして「検索」を押して現場が出てきたらクリックして青くしてから「設定」を押します

〇の所にチェックつけて設定を押します
この表示が出ない場合は下の画面がでています

1次業者以降の画面の表示は
「現場情報」「下請負事業者情報」「作業情報」と表示されています。
ここで表示されているのは元語の表示画面です

すぐに
明細登録
を押します

⑥-3 施工体制技能者登録をします 620_施工体制登録 → 20_技能者登録

職種が入っていれば前のページの画面で
監理技術者・主任技術者・安全衛生責任者・職長・班長の人の名前の横の「編集」を押すと左のウィンドウが出てくるので入力します

ここが！
有効な就業履歴するための大事なポイントです
間違えを必ず入力します

能力評価のレベル2や3・4を申請する時は職長や班長等の立場としての就業履歴が必要となりますのでここをしっかりと入れましょう ※上記の立場が無い人はここは入力しません

立場の欄以下の情報は登録が完了したら右下の「設定」を押します。
監理技術者・主任技術者・職長・班長・安全衛生責任者全員を登録します。
※立場以下の欄（保有資格の所のドロップダウンに何も表示されない場合は、技能者登録時「略略型」で登録した時、資格情報は表示されません。詳細は②-3をご覧ください。

全員登録が完了したら次は一番下にある
安全書類関連情報登録
を押して画面を表示させます

表示されるウィンドウでは施工体制台帳に関する内容を入力します
「監督員」「安全衛生責任者」「安全衛生推進者」「雇用管理責任者」「専門技術者」「現場代理人」「主任技術者」「受入企業責任者」の情報を入力して「登録」を押します。
この画面では、技能者選択から選ぶ事もできますし、名前を直接入力もできます。
受入企業責任者とは、外国人技能実習生を受け入れている会社の情報です。
ここにいれると 540_安全書類 の所に情報が入って出できます。

施工体制技能者登録は以上です

⑧ 今までの情報がしっかり入力され
カードリーダーで就業履歴を蓄積した場合
510_閲覧→ 60_自社に関する現場・就業履歴 にはこのように表示されます

・事業者ID→技能者名までしっかり表示されている

・カードリーダーにカードを毎日かざすことにより「ICカード」と表示されます

・職種と立場が表示されている

・職種が違う場合、②の6で職種の所の「えんぴつボタン」を押して編集します。
立場が入っていない場合は②-3を確認してください。

● 札幌開発建設部：受注者・監督員を対象にメリットに繋がる適正運用を周知するセミナーを開催（8/26）

● 北海道では登録事業者率確認帳票に**施工体制登録事業者一覧**を明記、

(3) 試行内容

(1) の対象工事において、受注者が工事着手前に発注者に対してCCUSの活用に取り組む旨を希望し、下表の評価対象項目ごとの判断基準（以下「基準」という。）を全て達成した場合、工事施行成績評定において加点評価を行うものとする。

評価対象項目	判断基準
①登録事業者率	元請がCCUSを活用していること、かつ、登録事業者率（CCUS登録事業者数／元請および下請事業者の総事業者数）が65%以上
②アンケートの回答	工事完成までにアンケートに回答

(4) 基準達成状況の確認方法

1) 発注者は、受注者に対して（3）に掲げる基準の達成状況を記載した資料の提出を求めることにより、基準の達成状況を確認するものとする。

評価対象項目	提出書類の例
①登録事業者率	施工体系図、 <u>施工体制登録事業者一覧</u>
②アンケートの回答	アンケートの回答結果を印刷

適正運用を確認・評価

＊補足として毎月の**確認・指導**を記載

(8) その他

1) 受注者は、技能者の就業履歴について、毎月、「就業履歴一覧（月別カレンダー）」等を用いて就業履歴情報の蓄積状況を確認し、その結果をもとに、毎月開催する災害防止協議会等において、下請事業者に対し、CCUSの適正な運用および意識啓発を行うものとする。

運用結果の確認・フォローを定着化

- 富山県では**結果で確認する要領**
を試行し良好な結果を確認済み

● 実施概要: []

① 就業履歴格率

就業履歴格率 = (就業履歴格数 / 就業履歴格対象者数) × 100

就業履歴格数: 10人

就業履歴格対象者数: 10人

就業履歴格率: 100%

● 実施概要: []

① 就業履歴格率

就業履歴格率 = (就業履歴格数 / 就業履歴格対象者数) × 100

就業履歴格数: 7人

就業履歴格対象者数: 10人

就業履歴格率: 70%

② 有効就業履歴率

有効就業履歴率 = (有効就業履歴数 / 有効就業履歴対象者数) × 100

有効就業履歴数: 10人

有効就業履歴対象者数: 10人

有効就業履歴率: 100%

② 有効就業履歴率

有効就業履歴率 = (有効就業履歴数 / 有効就業履歴対象者数) × 100

有効就業履歴数: 7人

有効就業履歴対象者数: 10人

有効就業履歴率: 70%

社が「CCUSを活用してみたい」と回答

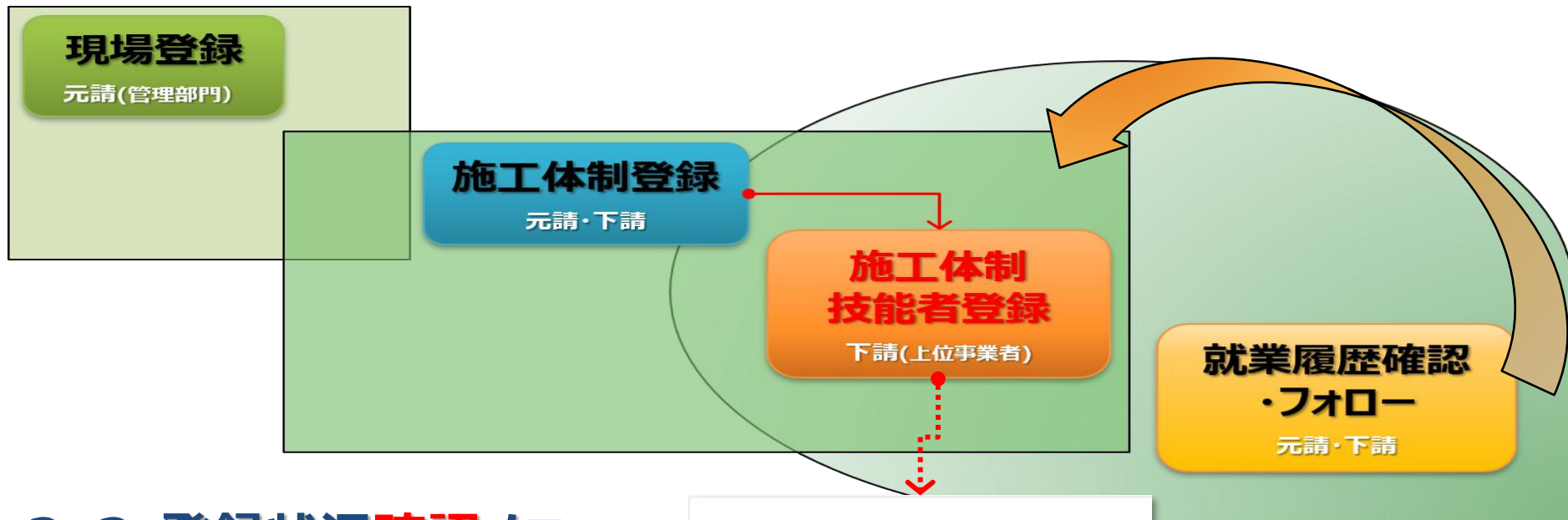
意欲は、100点。

参加者はCCUS**活用**の**未経験者**
(意欲はあっても実践が伴わない)

「サポートがあれば活用できると思う」
(単独では不安)

意欲は満点 踏み出す一歩は発注者の後押しで決まる

3-2-1.現場運用基本フロー（現場登録・施工体制・施工体制技能者登録）



3-2-2.登録状況確認メニュー （就業履歴・作業員名簿）

1) 作業員名簿の確認・出力手順:
元請・下請

**施工体制台帳・
作業員名簿**

2) 就業履歴月別カレンダーの確認手順:元請

● 適正運用まで進めた自治体ほど、メリットを実感している。

取組状況 × 受注者・技能者へのメリット実感（回答数・行内割合）

適正運用・メリットを意識した
制度整備済み（2団体）

100%

十分50% + ある程度50%
受注者・技能者へのメリットを実感

モデル工事・試行工事で
検証中（13団体）

54%

十分0% + ある程度54%
約半数はまだ実感できていない

制度・要領はあるが
運用確認不十分（8団体）

50%

十分0% + ある程度50%
半数はまだ実感できていない

● 適正な運用まで踏み込んだ自治体ほど、受注者・技能者は メリットを実感している。

4. 基金のサポート体制と普及展開案

4-1. 基金のサポート体制：受発注者の相互理解を徹底

4-2. 工事を契機とした普及促進活動について

4-3. 期待される効果とサポート事例

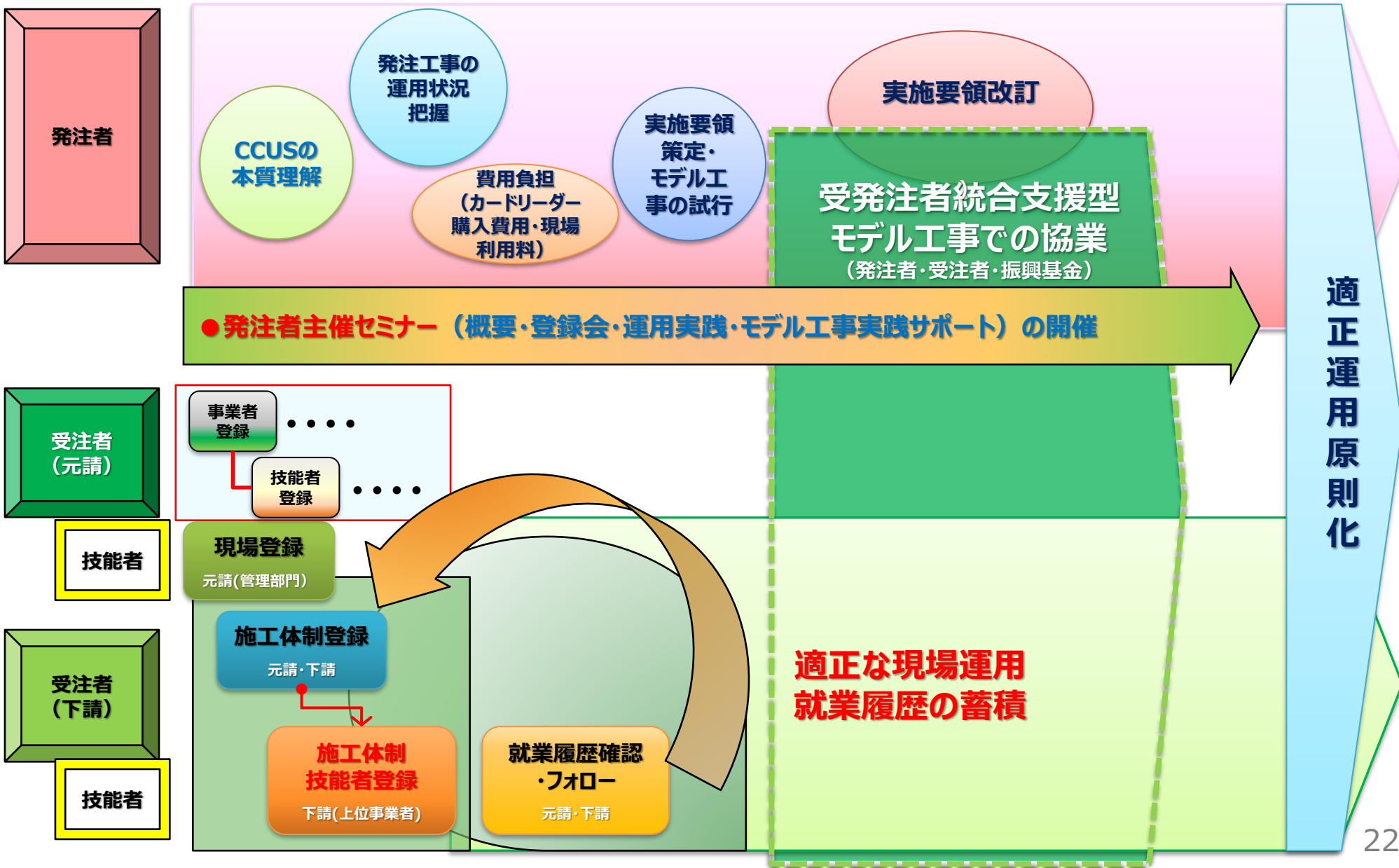
＊ポジティブコントラクター・サポート制度

4-4. 地方自治体での展開方法案

＊自治体主催の説明会事例



4-1.基金のサポート体制：受発注者の相互理解を徹底



■ 目的：

● 公共発注者の理解促進

モデル工事を発注する発注者に、CCUSの趣旨や適正な運用を理解していただく



● 受注者に対する徹底的なサポート

- ・実施要領に関わらず適正な運用をマスターすることでモデル工事への積極的な参加意欲を醸成
- ・デジタルなCCUS運用を体得して、施工体制台帳・建退共等へのデータ連携管理で効率化を実感
- ・CCUS活用企業として、若手入職者へアピール、採用に貢献

- **元請**は基金の**サポート***を受けて運用するので、**適正な運用方法をマスター**できる。
* ポジコンサポート制度（次ページ）でエントリー
 - **発注者**自身が**CCUSの運用状況を確認**できる。（施工体制等登録方法、カードタッチ状況、就業履歴蓄積内容など）
 - 工事成績評定の計測方法など、実際のデータを抽出する過程やそれに伴う労力を理解していただくことで、**元請のモチベーションアップ**につながる。
 - **モデル工事見学会**の開催により、周囲の事業者、発注者に**CCUSの適正な運用**について**水平展開**が図れる。
- 2024.10.01 関東地整発注**モデル工事見学会**の様子：

・元請からの報告内容：カードタッチ状況は動画で紹介



・見学会開催状況：地場元請、発注者が参加



- 全国に存在する、CCUSに前向きに取り組む企業(ポジティブコントラクター)を徹底的にサポートし、公共発注者によるモデル工事へのエントリーをお手伝いしています。
- なかなか実践環境を見る機会が少ない公共発注者との相互理解を計りながら、モデル工事見学会等を通じて当該エリアの同業他社や専門工事企業への普及展開を図っています。



★適用条件：

- 直庸技能者だけでなく、下請企業を含めて技能者のレベルアップ・処遇改善のために汗を掛けること
- 既にモデル工事を受注した、もしくは、これから適正な現場運用を学び、モデル工事を受注していきたい
- 同業者や下請、発注者等を集めて見学会を開催できること(開催時期は応相談)
- 加点目的だけでモデル工事に取り組まないこと

★運用手順：

サポート申込：

ccus01@kensetsu-u-kikin.or.jp

↓

事前打合せ(Web)

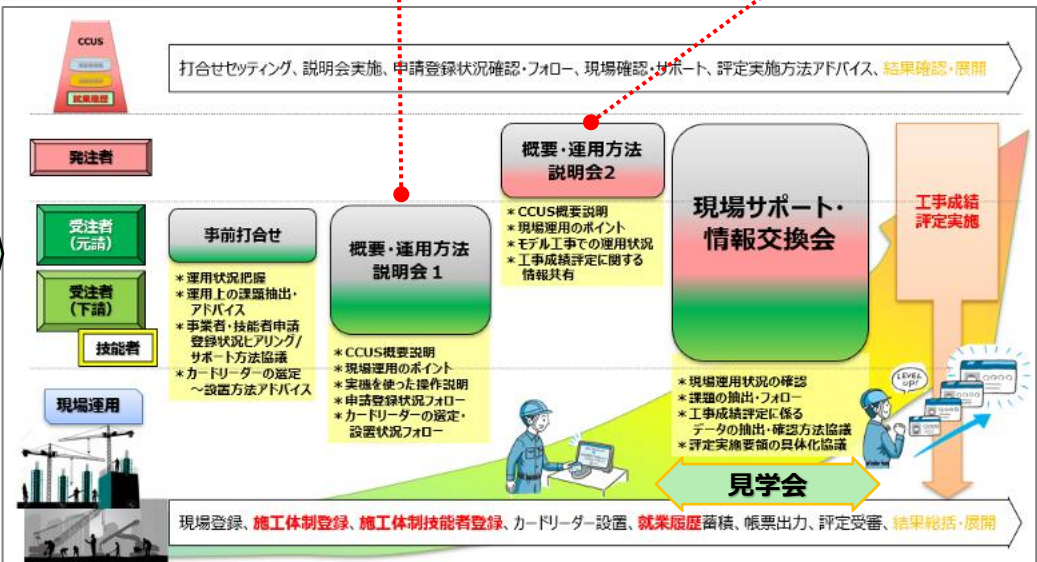
→

- 右記**モデル工事推進ロードマップ**に従い、基金のサポートを受けながら、**発注者とともにモデル工事を進めていきます。**
- 必要に応じて、下請の事業者・技能者**登録会**も開催します

- ★留意事項：
- 事前打合せは無料ですが、説明会 1 以降は以下の費用はご負担ください
 - 講師の旅費（交通費・宿泊費）
 - 説明会・見学会に掛かる費用（施設利用料、テキスト印刷代、電力通信費等）



モデル工事推進ロードマップ



自治体

**モデル工事
実施(試行)
要領案**

土木部・県土整備部

農林水産部・

県民局・事務所

A県民局・事務所

B県民局・事務所

C県民局・事務所

D県民局・事務所

発注部署ごと
発注工事リスト

受発注者統合支援型協業モデル工事
試行協力者候補
をご提案

現場登録・
運用状況
調査

建設業振興基金



- 運用状況 (A⇒B⇒C・D)
 - 登録現場数、登録技能者数
- をもとに協業するにふさわしい
企業を候補として選定

ご検討・
ご回答

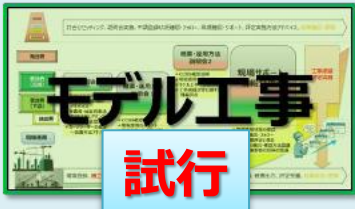
候補企業に協業モデル試行・
基金のサポートを提案

自治体としてモデル工事実施(改訂)のための評価項目や基準値、
実施に伴う負担度合いを検証する

候補企業

ご検討・
ご回答

Yes



サポートを
開始

●発注者主催セミナー(概要・運用実践・モデル工事実践・登録会)の開催(事業者向け、職員向け)

● 公共発注者の本気度が受注者に響く！

県名	施策内容	参加者数	特記事項
岩手	県主催 概要セミナー ⇒運用実践セミナー	180名 (118社)	R7.11に2日間、概要を講義型で開催。 第2弾で運用実践セミナーをR8.7に3日間実施しほぼ満席に。 実施要領の改訂にも前向き
佐賀	県主催 現場運用実践セミナー×2	102名 (74社)	R8.1に県主催運用実践セミナーを開催、当初2回⇒4回に拡大。好評に付き第2弾を6月に県内3か所で開催。
秋田	県主CCUS原則化周知セミナー ⇒運用実践セミナー	250名	R8.2からモデル工事を飛び越え原則化を実施。 初回説明会が満席となり、登録・活用両面に対応するセミナーを県内3か所で実施したところ、運用実践に参加者が集中。



5. 実機操作デモ

5-1. 現場運用基本フロー

(現場登録・施工体制・施工体制技能者登録)

- 5-1-1. 現場管理者ID設定:元請
- 5-1-2. 現場登録:元請
- 5-1-3. 施工体制登録（招待）:元請
- 5-1-4. 施工体制登録（承認）:下請
- 5-1-5. 施工体制技能者登録：各事業者

5-2. 登録状況確認メニュー（就業履歴・作業員名簿）

- 5-2-1. 就業履歴月別カレンダーの確認手順:元請
- 5-2-2. 作業員名簿の確認・出力手順:元請・下請

CCUSで業務改革・DX：
利益向上と処遇改善の好循環をまわそう！

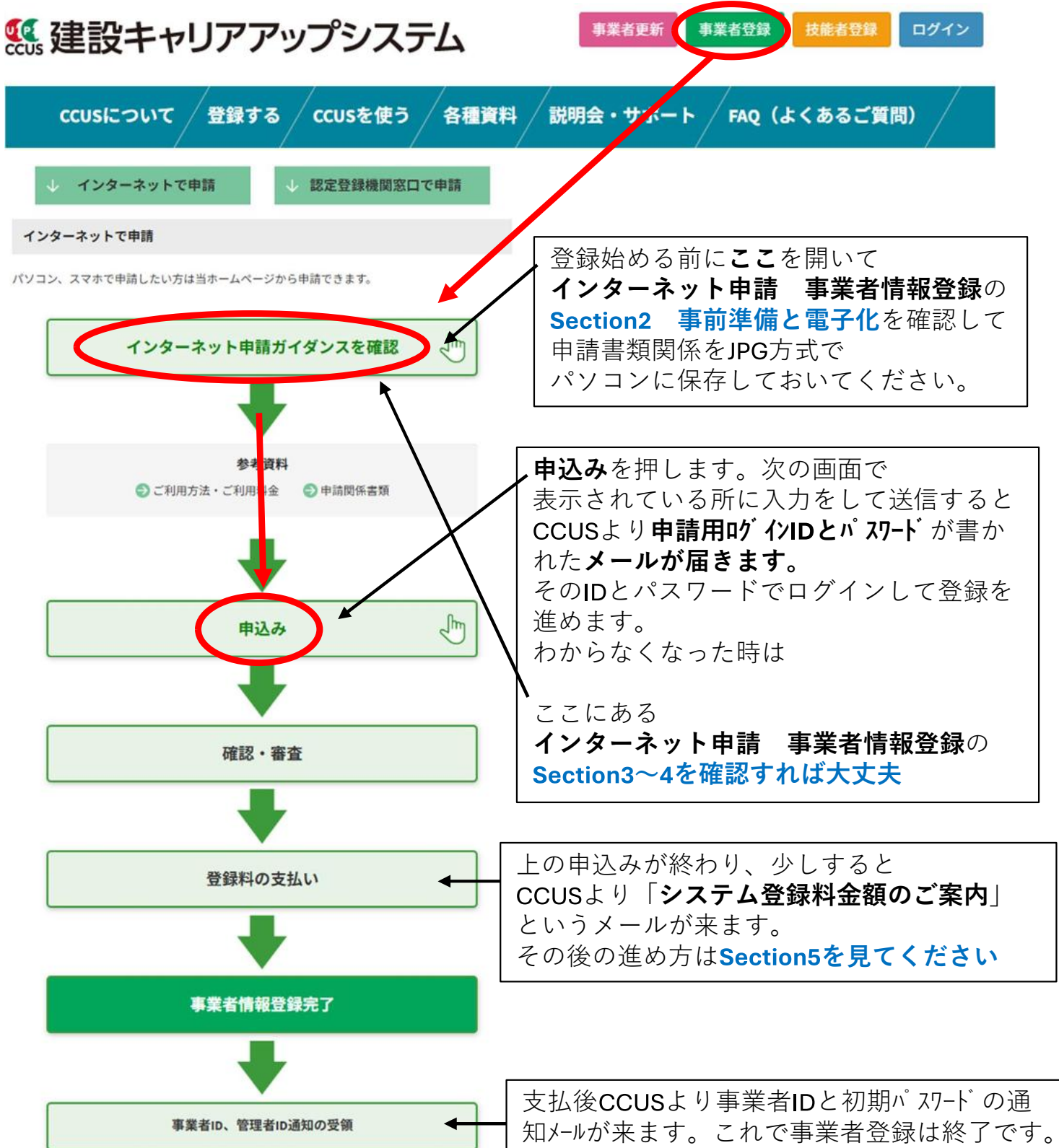
END

CCUS始めるにあたって会社の事前準備

事業者登録 と 技能者登録を行います

①まずは事業者登録です

👉 CCUSの実際のホームページから操作します（ここではホームページの操作順を説明します）



②-1 事業者IDがついたら次は**技能者登録**です

(会社で働いている技能者さんを登録します)

👉登録の前に書類の準備があるのでご確認ください (CCUSのホームページから操作します)

建設キャリアアップシステム

事業者更新

事業者登録

技能者登録

ログイン

CCUSについて

登録する

CCUSを使う

各種資料

説明会・サポート

FAQ (よくあるご質問)

クリック

CCUS登録・運用関係資料

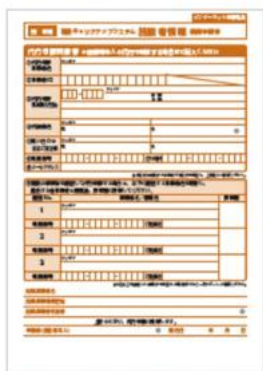
登録関係資料

運用関係資料

クリック

次の画面で下の方にスクロールしていくと

代行申請同意書



/pdf_download/skill_register_all.php

技能者用代行申請同意書
個人情報取り扱い同意書
システム利用規約同意書
○手続き方法は下記を参照ください。
・インターネット代行申請
技能者情報登録

技能者に代わって所属会社が代行で申請する為

3種類の同意書を技能者さんからもらいます。URLをクリックして3種類印刷して技能者全員に記入してもらいます。一人につき3種類必要です。(記入後JPGで保存しておきます)

3種類取得後、少し下にスクロールしていくとこの画面があります

ここに技能者登録に必要な書類・資格証等が書いてあるのでJPGで用意しておきます。

上記3種類の書類の書き方も載っています。

インターネット代行申請 技能者情報登録

Title

Section1 はじめに、代行申請の流れ

Section2 事前準備、同意書類の作成と添付書類の電子化

Section3 入力方法と注意点、さらにエクセルフォーマットの作成と取込

Section4 支払方法、不備の修正さらにカード受取の流れ

Section5 代行登録担当者のつくり方

②-2 技能者登録を始めます

建設キャリアアップシステム

Construction Careerup System

ログインID 必須

パスワード 必須

ログイン

[パスワードを忘れた場合](#)

事業者IDとパスワードを入れます。

初めてのログイン時はパスワード変更を求められるので新しいパスワードを登録します。

ここからは ②-1の下に表示している

インターネット代行申請 技能者情報登録

Section3 入力方法と注意点 を見ながら登録を進めてください

個別申請の内容は**Section3**のP3～7で終わりです（技能者分繰り返します）

まずは **710_代行申請** → **20_技能者の新規代行** を開きます

520_就業履歴

610_現場・契約

620_施工体制登録

710_代行申請

10_同意書様式取得

20_技能者の新規代行

21_技能者の新規代行申請の修正

30_技能者の変更代行申請同意依頼

31_技能者の変更代行

32_技能者の変更代行申請の修正

33_技能者の変更代行申請の支払

40_事業者の新規代行

一括取り込み

エクセルから一括でデータを取り込みたい場合は [エクセルファイル](#) を指定し「エクセル取込み」ボタンを押してください。

エクセル取込み元

選択されていません [参照](#) [エクセル取込み](#) [システム連携](#)

申請登録

申請登録欄右端にある「1件登録」ボタンを押します。

1件登録

1件ずつ代行申請を行いたい場合は「1件登録」ボタンを押してください。技能者の新規登録申請画面に進みます。

代行申請一覧

技能者								
技能者フリガナ		技能者名		NAME			性別	
姓	名	ミドルネーム	姓	名	ミドルネーム	FAMILY		GIVEN
データがありません。								

②-3 技能者登録の続きです 順番に入力していきましょう

同意書類や本人確認書類などを添付（アップロード）します。

同意書類

以下の同意書類をスキャナで取込み、電子データとして用意してください。
同意書がない場合、代理での申請はできません。

個人情報の取り扱い 必須 選択

個人情報の取り扱い同意書.jpg

システム利用規約 必須 選択

システム利用規約.jpg

代行申請同意書 必須 選択

代行申請同意書.jpg

⑤選択したファイルのファイル名が表示されます。

以降の項目も、同様の手順であらかじめパソコンやスマートフォンに保存したファイルを添付してください。

Copyright (C) 2018 一般社団法人建設業振興会 All Rights Reserved.

登録ポイント

- ・ 必須は必ず入力します

登録ポイント

- ・ 「カード送付先住所」は会社住所と会社名を入力します
(カードは書留で届くため会社で受け取った方が早いです)

登録ポイント

- ・ カードは 簡略型（2500円）と詳細型（4900円）を最後の方で選択しますが、作業員名簿に健康診断日を入れたり、保有資格等を登録できるのは4900円の詳細型です。
- 保有資格の登録は、CCUSで施工体制情報を入力する時に必要になります。
- ここで資格等を入力しておくくとグリーンサ仕やビルディなどと連携する時に情報が移行できます。
(簡略型→詳細型への変更は後でもできます。)

大事な登録ポイント！！

- ・ 「所属事業者」は水色の「明細登録」から入り所属事業者のIDを表示させましょう。
ここで事業者IDと会社名が表示されないと事業者と技能者の紐づけになりません。

所属事業者

主たる所属事業者

所属事業者ID

所属事業者名

まずは、「明細登録」ボタンから所属事業者の情報を入力してください。明細登録後、主たる所属事業者を選択してください。

社会保険を払っている事業者が主たる事業者となります。主たる所属事業者を変更した場合、主たる所属事業者の雇用形態や年金保険の厚生年金事業者情報が変更されます。

[明細登録] を押すと、所属事業者情報の入力画面が表示されます。

明細登録

主たる所属事業者

所属事業者名

所属事業者ID

フリガナ

所属事業者名

所属事業者情報がありません。

②-4 技能者登録の続き 事業者と技能者の紐づけ

所属事業者情報 (主)

登録済みの事業者を選択できます。

事業者選択 **クリア**

フリガナ **必須**

(カブ) や (ユウ) 等も含めて、記入してください。

所属事業者名 **必須**

「()」は全角で入力してください。法人格は必ず
例：株式会社→(株)

1文字略号(株)で入力しないようにご注意ください。

所在地

郵便番号 **必須**

ハイフン「-」なしで入力してください。

都道府県 **必須**

プルダウンより選択してください。

[事業者選択] を押します。
画面が表示されるので、事業者IDを入力し、検索ボタンを押します。

事業者選択

検索条件

事業者ID
XXXXXXXXXXXX22

事業者名

建設業許可番号種類
建設業許可番号
第 号

検索 **クリア**

事業者ID	建設業許可番号種類	建設業許可番号	事業者名
XXXXXXXXXXXX22	東京都知事	XXXXXX	(株)〇△建設

所属する事業者を選択(青色に反転)し、設定ボタンを押します。
これにより、事業者IDに登録されている情報が反映されます。

事業者IDから反映される内容は、以下の青点線枠箇所です。※青点線枠の内容は本画面から修正できません。
赤枠の「メールアドレス」「雇用形態」は入力必須です。赤点線枠の雇用年月日は入力任意です。
それぞれ内容を入力し、[設定]を押してください。

所属事業者情報 (主たる所属事業者)

登録済みの事業者を選択できます。

事業者選択 **クリア**

フリガナ **必須**

(カブ) や (ユウ) 等も含めて、記入してください。

マルサシカクケンセツ

所属事業者名 **必須**

「()」は全角で入力してください。法人格は必ず、略号で入力してください。
例：株式会社→(株)

1文字略号(株)で入力しないようにご注意ください。

(株)〇△建設

所在地

郵便番号 **必須**

ハイフン「-」なしで入力してください。

105-〇〇△△

都道府県 **必須**

市区町村 **必須**

東京都 港区

住所1 **必須**

全角、英数字記号半角で入力してください。(例：虎ノ門x-x-x 〇〇ビル)

虎ノ門-〇〇-△△

住所2

全角、英数字記号半角で入力してください。(例：虎ノ門x-x-x 〇〇ビル)

〇〇〇〇ビル

メールアドレス **必須**

メールアドレス(確認用) **必須**

建設業許可番号種類
東京都知事

建設業許可番号種別
般

建設業許可番号年
XX

建設業許可番号
第 XXXXXX 号

法人番号
XXXXXXXXXXXXXX

事業者ID
XXXXXXXXXXXX22

雇用形態 **必須**

雇用年月日

設定

最後に設定を押すと次のページのような表示になります

②-5 技能者登録の続き 順番に入力していきましょう

所属事業者

主たる所属事業者

所属事業者ID

所属事業者名

■

■

事業所IDや所属事業者名など
黒塗りの所がすべて自社の情報が入っている
状態だと、紐づけがうまくいっています

「明細登録」ボタンから所属事業者の情報を入力してください。

社会保険を払っている事業者を主たる事業者として設定してください。

主たる所属事業者を変更した場合、主たる所属事業者の雇用形態や年金保険の厚生年金事業者情報が変更されます。

事業者IDを登録しない場合（事業者IDの項目が空欄の場合）、システム上の関連付けは完了しておりませんので、ご注意ください。

明細登録

主たる所属事業者	所属事業者名			所在地	
	所属事業者ID	フリガナ	所属事業者名	郵便番号	住所
●	■	■	■	■	■

👉 大事な登録ポイント!!

- ・「職種」は水色の明細登録から入り、該当する職種を登録します。
現場に入る時、登録した中から選択することができます。

職種 必須

「明細登録」ボタンから職種の情報を入力してください。明細登録後、主たる職種を選択して下さい。

「主」で選択したものがポータルサイトの初期画面に表示されます。

必ず1件は登録してください。

明細登録

主	コード	大分類	コード	小分類
●	14	運転手（特殊）	01	運転手（特殊）・建設機械 運転工

この後、社会保険情報や退職金制度を登録し、**簡略型で申請する人は一番下の「簡略型登録で申請する」**を押して確認後支払い登録へ進みます。

詳細型登録する人は「詳細型登録へ進む」を押して資格情報などを入れていきます。

まずは**大分類**のドロップダウンの中から選択して**検索**を押します。
下に**小分類**が出てきたらクリックし青くしてから**設定**を押すと
左の図のように**コード**が表示されます

技能職種選択

Q 検索条件

大分類

小分類名

大分類コード

小分類コード

Q 検索

クリア

閉じる

設定

すべて登録したら「**申請する**」を押し、支払い登録をして支払いを済ませるとカードが届くのを待ちます。（不備があったらCCUSよりメールが来るので修正します）

技能者登録は以上です

③ 元請が行う **工事現場登録** (1次業者以降は⑤からご覧ください)



「**▼現場運用マニュアル**」と書いてある所をクリックすると



ここ以降の詳細情報は
現場運用マニュアルも
見ながら進めてください。

全部で第10章まであります。

まずはホームページの
「**ログイン**」から入り
事業所IDと**パスワード**を入力
してログインします

③-2 元請が行う工事現場登録

その前に現場管理者を登録

810_事業者管理

→ 20_組織ユーザ管理

そのまま「検索」押すと最初は下に**事業者責任者のみ**表示されているので「新規登録」を押して現場を管理する**担当者**の情報を登録していきます。**現場管理者と代行登録者**以外は別途お金がかかります。

管理者の詳細は現場マニュアル第3章をご確認ください

現場管理者の入力が終わったら「登録」を押すと入力したアドレスにパスワードとIDが届きます。

工事現場登録

610__10現場・契約 → 10__新規(個別登録)

ここからは**現場運用マニュアル第4章**を見ながら進んでください

必須 は必ず入力します

ここに入力した現場名は540_安全書類の所ですす施工体制台帳の左上の「事業所名・現場ID」に表示されます

順番に入力していきましょう

③-3 元請が行う工事現場登録

現場担当者情報で現場管理者を選択します。

明細登録を押してそのまま「検索」を押すと先ほど登録した人が下に出てきます。階層を設定した場合階層を入れて「検索」を押します。

担当者をクリックして青くしたら「設定」

契約および工事情報登録の有無は「有」にして

次の「明細登録」のウィンドウで施工体制台帳の情報を入力すると

540_安全書類→10_施工体制台帳で
施工体制台帳が作成できます

- ・ 就業履歴通知は ☒ 通知する にします（就業履歴が直接入力された時の通知）
- ・ 標準APIは 現場運用マニュアル第5章を確認してください。
ここにチェックを入れるとCCUSでは施工体制登録ができなくなります
- ・ 発注者支援の設定はチェックを入れて暗証番号を設定すると、発注者に現場IDと暗証番号を伝えることで発注者の方でもCCUSの画面（発注者用画面）が見られるようになります。

現場登録は以上です

620__施工体制登録 → 10__施工体制登録

現場契約検索

〇〇〇〇で表示している項目は元請にて非公開とした項目です。

検索条件

現場ID

現場名

組織情報
第一階層 第二階層 第三階層

就業履歴登録期間
開始日 終了日

☐ 自社が登録した現場 ☐ 自社が施工体制に登録されている現場

検索結果（現場契約情報）一覧

現場ID	現場名	現場事務所の住所	現場担当者名	CCUSの利用状況	休日
		北海道		対象	自

1

元請が1次会社を工事に招待する作業です

そのまま**検索**を押すと
下の検索結果に先ほど登録した
現場が出てくるので対象現場を
クリックし**青く表示**して
「**設定**」を押す

510_閲覧

520_就業履歴

540_安全書類

610_現場・契約

620_施工体制登録

10_施工体制登録

11_施工体制パターン登録

20_技能者登録

21_作業員名簿パターン登録

30_事業者間合意

40_承認要請リスト

施工体制登録

現場基本情報

現場ID: [REDACTED] 現場名: [REDACTED]

現場事務所の住所: 北海道 [REDACTED]

現場担当者名: [REDACTED]

発注区分: 公共工事（国）

就業履歴簡略期間: 2025/04/01～2026/03/31

施工体制

施工体制に登録されたCCUS未登録事業者を、CCUS登録事業者へ置換え登録する場合は「置換」ボタンを押してください。
CCUS未登録事業者の下位に、ステータスが未承認の事業者がいる場合は置換え登録出来ません。
未承認の事業者が、施工体制承認要請への合意後に置換え登録が可能となります。

次数	事業者ID	事業者名	工事内容	契約工期（自）	契約工期（至）	ステータス	
元請	[REDACTED]	(株)				登録	個別登録 パターン登録 内容編集
1	[REDACTED]	(株)				登録	内容編集
1	[REDACTED]	(有)				登録	内容編集

元請の所
自社が出
個別登録
画面がで
1次業者の
を入力し

下のよう
されます

2次業者を
1次業者か
登録をし

元請の所に
自社が出てきているので
個別登録おすと小さい
画面がでてきます。
1次業者のいずれかの情報
を入力して「**設定**」を押すと

下のように1次が表示
されます

2次業者を登録するのは
1次業者が同じ要領で
登録をします

施工体制の登録が終わりましたら下位の会社にはCCUSから「施工体制登録のお知らせ」というメールが届きます

④-1 元請が施工体制を登録続き

620__施工体制登録 → 10__施工体制登録

施工体制							
施工体制に登録されたCCUS未登録事業者を、CCUS登録事業者へ置換え登録する場合は「置換」ボタンを押してください。 CCUS未登録事業者の下位に、ステータスが未承認の事業者がいる場合は置換え登録出来ません。 未承認の事業者が、施工体制承認要請への合意後に置換え登録が可能となります。							
次 数	事業者ID	事業者名	工事内 容	契約工期（自）	契約工期（至）	ステータ ス	
元 請		(株)				登録	個別登録 パターン登録 内容編集
1		(株)				登録	内容編集
1		(有)				登録	内容編集

内容編集を押して
情報を入力しましょう。

入力後「更新」を押すと次の
画面で工事内容が表示されます。

施工事業者工事内容

施工事業者工事内容

工事名

工事内容

特定専門工事該当の有無

☐ 無

更新

キャンセル

元請の施工体制登録は以上です

⑤ 下請が施工体制を登録 620_施工体制登録 → 40_承認要請リスト

元請が施工体制に1次業者を登録したらCCUSから「施工体制登録のお知らせ」というメールが届きます。メールや連絡がきたら下記の操作をします

元請から施工体制に登録されるとここに情報が表示されます

表示があれば右の「確認」を押して内容を確認します。
承認する場合は左の□に✓を入れて一括承認を押し、その後下の施工体制登録に進みます。
CCUSからメールがきているが、ここに表示が無く「データがありません」の時はそのまま
620_施工体制登録 → 10_施工体制登録に進みます

1次以下は
自社が施工体制に登録されている現場に
チェックを入れて、
検索を押すと下の検索結果に先程承認した現場が出てくるので対象現場を
クリックし青く表示して「設定」を押す

⑤-2 下請が施工体制を登録 620_施工体制登録 → 10_施工体制登録

施工体制登録

〇〇〇〇で表示している項目は元請にて非公開とした項目です。

現場基本情報

現場ID XXXXXXXXXX 現場名 XXXXXXXXXX

現場事務所の住所 XXXXXXXXXX

現場担当者名 XXXXXXXXXX

発注区分 XXXXXXXXXX

就業履歴蓄積期間 XXXXXXXXXX

施工体制

施工体制に登録されたCCUS未登録事業者を、CCUS登録事業者へ置換え登録する場合は「置換」ボタンを押してください。
CCUS未登録事業者の下位に、ステータスが未承認の事業者がいる場合は置換え登録出来ません。
未承認の事業者が、施工体制承認要請への合意後に置換え登録が可能となります。

次数	事業者ID	事業者名	工事内容	契約工期（自）	契約工期（至）	ステータス	
元請	XXXXXXXXXX	XXXXXXXXXX				登録	
1	XXXXXXXXXX	XXXXXXXXXX				登録	個別登録 バターン登録 内容編集

自社が黄色く出てきているか確認します。
さらに下位の会社を追加する場合は
個別登録を押すとウィンドウがでてきます
ので

下位業者のいずれかの情報を入力して
「検索」を押すと事業者一覧が出るので
〇にチェックを入れて右下の「設定」を押
すと同じように下位の会社が表示されます。

さらに下位の業者を追加する場合は上位の
会社が同じ作業をします。
1次は→2次を追加 2次は→3次を追加し
ます。

施工体制事業者選択

● 事業者検索より選択 ○ 代理手続き合意済事業者リストより選択 ○ 主に登録する事業者リストより選択

事業者ID XXXXXXXXXX XXXXXXXXXX

事業者名 XXXXXXXXXX XXXXXXXXXX

建設業許可番号 XXXXXXXXXX XXXXXXXXXX

建設業許可番号種類 XXXXXXXXXX 第 XXXXXXXXXX 号

法人番号 XXXXXXXXXX XXXXXXXXXX

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 A B C D E F G H I J K L M N O P Q R S T U V W X Y Z a b c d e f g h i j k l m n o p q r s t u v w x y z 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 A B C D E F G H I J K L M N O P Q R S T U V W X Y Z a b c d e f g h i j k l m n o p q r s t u v w x y z 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 A B C D E F G H I J K L M N O P Q R S T U V W X Y Z a b c d e f g h i j k l m n o p q r s t u v w x y z 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 A B C D E F G H I J K L M N O P Q R S T U V W X Y Z a b c d e f g h i j k l m n o p q r s t u v w x y z 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 A B C D E F G H I J K L M N O P Q R S T U V W X Y Z a b c d e f g h i j k l m n o p q r s t u v w x y z 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 A B C D E F G H I J K L M N O P Q R S T U V W X Y Z a b c d e f g h i j k l m n o p q r s t u v w x y z 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 A B C

⑤-3 下請が施工体制を登録続き 620_施工体制登録 → 10_施工体制登録

施工体制

施工体制に登録されたCCUS未登録事業者を、CCUS登録事業者へ置換え登録する場合は「置換」ボタンを押してください。
CCUS未登録事業者の下位に、ステータスが未承認の事業者がいる場合は置換え登録出来ません。
未承認の事業者が、施工体制承認要請への合意後に置換え登録が可能となります。

次数	事業者ID	事業者名	工事内容	契約工期（自）	契約工期（至）	ステータス	
元請						登録	
1						登録	個別登録 バターン登録 内容編集

施工事業者工事内容

施工事業者工事内容

工事名

工事内容

特定専門工事該当の有無
☐ 有 ☐ 無

自社情報

FAX番号
 ハイフン「-」付きで入力してください。

営業所情報

営業所の名称

契約情報

契約工期
 開始日 クリア 終了日 クリア

契約日
 クリア

建設業の許可

安全書類に出力する建設業許可情報を選択してください。
 施工に必要な許可業種を選択してください。

建設業許可情報を選択

許可番号種類 許可番号

施工に必要な許可業種

許可業種	許可種別	許可（更新）年月日
データがありません。		

自社の行にある「**内容編集**」を押します。

上位会社から発注された工事名
 工事内容
 自社情報（FAX番号）
 契約日
 工期
 建設業の許可 等を入力すると

540_安全書類 → **10_施工体制台帳** や
 → **50_再下請負通知書** に
 反映されます。

「**建設業許可情報を選択**」を押すと自社の許可を受けた建設業の種類が出てくるので工事に必要な種類の□に✓をいれて「**設定**」を押します。

540_安全書類 → **10_施工体制台帳** や
 → **50_再下請負通知書** に
 反映されます。

最後に右下の「**更新**」を押して
 施工体制に戻ると入力した情報が表示されています

下請の施工体制登録は以上です。

⑥-1 施工体制技能者登録をします 620_施工体制登録 → 20_技能者登録

現場に入る人を設定します（ここで主任技術者・職長・班長などの設定をします）

現場契約検索

〇〇〇〇で表示している項目は元請にて非公開とした項目です。

Q 検索条件

現場ID
[検索ボックス]

現場名
[検索ボックス]

組織情報
第一階層 [選択ボックス] 第二階層 [選択ボックス] 第三階層 [選択ボックス]

就業履歴蓄積期間
開始日 [検索ボックス] 終了日 [検索ボックス]

☒ 自社が登録した現場 ☐ 自社が施工体制に登録されている現場

Q 検索 クリア

検索結果（現場契約情報）一覧

現場ID	現場名	現場事務所の住所	現場担当者名	CCUSの利用状況	退休2日
[検索ボックス]	[検索ボックス]	北海道 [検索ボックス]	[検索ボックス]	対象	自

1 2 3

設定 トップページへ

元請の場合
「自社が登録した現場」にして
「検索」を押すと
検索結果に入力した現場情報が
出てくるのでクリックし
青くしてから「設定」を押します

1次業者以降は
ここを
自社が施工体制に
登録されている現場
にチェックして
「検索」
下に現場が出てきたら
クリックして青くして
「設定」を押します



施工事業者選択

現場ID [検索ボックス] 現場名 [検索ボックス]

次数	事業者ID	事業者名
☒ 元請	[検索ボックス]	[検索ボックス]

○の所にチェックつけて設定を押します

この表示が出ない場合は下の画面が
でています



510_閲覧 620_施工体制登録 20_技能者登録

〇〇〇〇で表示している項目は元請にて非公開とした項目です。

現場情報

現場ID [検索ボックス]
現場名 [検索ボックス]
現場事務所住所 [検索ボックス]
元請事業者名 [検索ボックス]
就業履歴蓄積期間 2025/04/01 ~ 2026/03/31

作業情報

現場作業員一覧

作業員名簿パターン作成 作業員名簿パターン登録 **明細登録**

1次業者以降の画面の表示は
「現場情報」
「下請負事業者情報」
「作業員情報」と表示されています。
ここで表示されているのは元請の表示画面です

すぐに
明細登録
を押します

⑥-2 施工体制技能者登録をします 620_施工体制登録 → 20_技能者登録

520_就業履歴
540_安全書類
610_現場・契約
620_施工体制登録
10_施工体制登録
11_施工体制パターン登録
20_技能者登録
21_作業員名簿パターン登録
30_事業者間合意
40_承認要請リスト
710_代行申請
720_所属技能者確認
810_事業者管理
820_変更
830_開示設定
840_遡及連携
850_事業者更新
910_ダウンロード

技能者名
姓 名 ミドルネーム
技能者名カナ
セイ メイ ミドルネーム
Name
Family Given Middle
職種 職種選択 職種クリア
大分類名 小分類名
登録基幹技能者 登録基幹技能者選択 登録基幹技能者クリア
登録基幹技能者名
保有資格 保有資格選択 保有資格クリア
保有資格名
検索 クリア
技能者検索結果一覧
評価情報を登録する技能者を選択してください。
技能者ID 氏名 フリガナ Name 性別
男
男

ここが！！
有効な就業履歴をためるための大事なポイント1です
事業所と技能者が紐づいていますか？

すぐに「検索」を押すと「技能者検索結果一覧」に会社と紐づいている技能者が出てくるのでこの現場に入る人の頭の□に☑をつけて一番下の「設定」を押します

ここで登録してるはずの技能者がでてこない場合は事業者との紐づけがきちんとされていません
出てこない場合は⑦で説明していますのでそちらを確認してください

作業員情報に現場に入る技能者全員を表示させたら

510_閲覧
520_就業履歴
540_安全書類
610_現場・契約
620_施工体制登録
10_施工体制登録
11_施工体制パターン登録
20_技能者登録
21_作業員名簿パターン登録
30_事業者間合意
40_承認要請リスト
710_代行申請
720_所属技能者確認
810_事業者管理
820_変更
830_開示設定
840_遡及連携

施工体制作業員登録
○○○○で表示している項目は元請にて非公開とした項目です。
現場情報
現場ID
現場名
現場事務所住所 (令和7年度)
北海道
元請事業者名
就業履歴蓄積期間
2025/04/01 ~ 2026/03/31
作業員情報
現場作業員一覧
作業員名簿パターン作成 作業員名簿パターン登録 明細登録
技能者ID 氏名 Name フリガナ 雇用年月日 生年月日 年齢 職種
運転手(特殊)/運転手(特殊)・建設機械運転工
運転手(特殊)/運転手(特殊)・建設機械運転工

ここが！！
有効な就業履歴をためるための大事なポイント2です
職種が表示されていますか？

主任技術者や職長・安全衛生責任者を登録します。
担当者の「編集」を開きます

この現場で働く職種として表示されていますか？
この職種で就業履歴は蓄積され評価されます

⑥-3 施工体制技能者登録をします 620_施工体制登録 → 20_技能者登録

職種が入っていれば前のページの画面で
監理技術者・主任技術者・安全衛生責任者・職長・班長の人の名前の横の「編集」
を押すと左のウインドウが出てくるので
入力します

ここが！！
有効な就業履歴をためるための大事なポイント3です
立場をきちんと入力します

能力評価のレベル2や3・4を申請する時は**職長や班長等**の立場としての就業履歴が必要となりますのでここをしっかり入れましょう ※上記の立場が無い人はここは入力しません

立場の欄以下の情報も登録が終わりましたら右下の「設定」を押します。

監理技術者・主任技術者・職長・班長・安全衛生責任者全員を登録します。

※立場以下の欄（保有資格の所のドロップダウンに何も表示されない場合は、技能者登録時「簡略型」で登録した時、資格情報は表示されません。詳細は②-3をご覧ください。

全員登録が終わりましたら**次は一番下**にある

安全書類関連情報登録

を押して画面を表示させます

表示されるウインドウでは施工体制台帳に関する内容を入力します

「監督員」「安全衛生責任者」「安全衛生推進者」「雇用管理責任者」「専門技術者」「現場代理人」「主任技術者」「受入企業責任者」の情報を入力して「登録」を押します。
この画面では、技能者選択から選ぶ事もできますし、名前の所は直接入力もできます。
受入企業責任者とは、外国人技能実習生を受け入れている会社の情報です。
ここにいれると **540_安全書類** の所に情報が入って出てきます。

施工体制技能者登録は以上です

⑦ 事業者と技能者の紐づけ (会社で作業する場合)

ここからは「現場運用マニュアル」の第2章ポイント抜粋版(技能者の変更代行の作り方)も確認してください。

赤い数字は事業者が操作します。青い数字は技能者が操作します。

1) 事業者IDとパスワードでログインします

2) 710_代行申請 → 30_技能者の変更代行申請同意依頼
で左にある「代行同意登録」を押して次の画面で
技能者IDを入力し「検索」押して変更申請する人の
名前を表示させ代行申請依頼内容を
「☐事業者IDの登録」に☒し「依頼」を押します。
技能者に同意するよう連絡します。

3) 技能者は技能者IDとパスワードでログインします

4) 370_代行申請 → 10_変更申請の同意確認 で「確認」
を押して次の画面 で内容を確認して「同意」を押します。

5) 事業者IDとパスワードでログインします

6) 710_代行申請 → 31_技能者の変更代行で

- ・ 技能者IDを入力します。
- ・ 検索ボタンを押します。
- ・ 下にスクロールして「所属事業者」の「えんぴつ ボタン」を押します。

7) ②-4の事業者と技能者の紐づけのとおり登録します
②-5のような表示になれば紐づけされています

あとは一番下の「内容確認」を押して確認して「申請」を押します

変更代行申請は以上です

⑧ 今までの情報がしっかり入力され
カードリーダーで就業履歴を蓄積した場合

510_閲覧→ 60_自社に関する現場・就業履歴 にはこのように表示されます

510_閲覧

10_自社情報

20_所属技能者統計情報

30_技能者の検索

40_所属技能者就業履歴

50_施工体制登録情報

60_自社に関する現場・就業履歴

70_事業者の検索

80_申請情報の検索

520_就業履歴

540_安全書類

610_現場・契約

620_施工体制登録

710_代行申請

720_所属技能者確認

810_事業者管理

閲覧 / 就業履歴一覧 (月別カレンダー)

ヘッダー

就業年月

情報

所属事業者

事業者ID	事業者名	技能者ID	技能者名	25	26	27	28	29	30	31	就業内容			
				木	金	土	日	月	火		職種	立場	作業内容	有害物質の取り扱いの有無
				ド	ICカード	—	—	ICカード	ICカード	—	普通作業員・普通作業員	—	—	なし
				ド	ICカード	—	—	ICカード	ICカード	—	普通作業員・普通作業員	職長・安全衛生責任者・主任技術者	—	なし
				ド	ICカード	ICカード	—	ICカード	ICカード	—	運転手(特殊)・運転手(特殊)・建設機械運転工	職長・安全衛生責任者・主任技術者	—	なし

ソート順 * 昇順

- ・ 事業者ID～技能者名までしっかり表示されている
- ・ カードリーダーにカードを毎日かざすことにより「ICカード」と表示されます
- ・ 職種と立場が表示されている
- ・ 職種が違う場合、⑦の6) で職種の所の「えんぴつボタン」を押して編集します。
立場が入っていない場合は⑥-3を確認してください。